

対馬市告示第44号

平成22年第2回対馬市議会定例会を次のとおり招集する

平成22年6月4日

市長 財部 能成

1 期 日 平成22年6月14日

2 場 所 対馬市議会議場

---

○開会日に応招した議員

脇本 啓喜君	黒田 昭雄君
小田 昭人君	長 信義君
山本 輝昭君	松本 臚幸君
阿比留梅仁君	齋藤 久光君
堀江 政武君	小宮 教義君
阿比留光雄君	三山 幸男君
初村 久藏君	糸瀬 一彦君
桐谷 徹君	大浦 孝司君
小川 廣康君	大部 初幸君
兵頭 栄君	島居 邦嗣君
作元 義文君	

---

○6月15日に応招した議員

中原 康博君

---

○6月21日に応招した議員

---

○6月14日に応招しなかった議員

中原 康博君

---

---

平成22年 第2回 対馬市議会定例会会議録(第1日)

平成22年6月14日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成22年6月14日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度対馬市一般会計補正予算(第8号))
- 日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算(第5号))
- 日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算(第5号))
- 日程第13 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度対馬市老人保健特別会計補正予算(第2号))
- 日程第14 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度対馬市介護保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第15 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算(第5号))
- 日程第16 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第17 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算(第2号))
- 日程第18 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(平成21年度対馬

市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

- 日程第19 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第20 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度対馬市一般会計補正予算（第1号））
- 日程第21 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第22 報告第1号 平成21年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第23 報告第2号 平成21年度対馬市診療所特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第24 報告第3号 平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第25 報告第4号 平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第26 報告第5号 平成21年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第27 議案第64号 平成22年度対馬市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第65号 平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第66号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第67号 対馬市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第68号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第69号 対馬市国際ターミナル条例
- 日程第33 議案第70号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小船越地区）
- 日程第34 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第35 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第36 議員の派遣について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長の諸般報告
- 日程第4 市長の行政報告
- 日程第5 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第6 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 日程第7 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第8 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告
- 日程第9 長崎県病院企業団議会議員の報告
- 日程第10 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第11 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算（第5号））
- 日程第12 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第5号））
- 日程第13 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第2号））
- 日程第14 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第4号））
- 日程第15 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第5号））
- 日程第16 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第17 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号））
- 日程第18 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））
- 日程第19 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第21 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第20 承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度対馬

市一般会計補正予算（第1号）

- 日程第22 報告第1号 平成21年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第23 報告第2号 平成21年度対馬市診療所特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第24 報告第3号 平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第25 報告第4号 平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第26 報告第5号 平成21年度対馬市水道事業会計繰越計算書について
- 日程第27 議案第64号 平成22年度対馬市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第28 議案第65号 平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第29 議案第66号 対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第30 議案第67号 対馬市職員の育児休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第31 議案第68号 対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第32 議案第69号 対馬市国際ターミナル条例
- 日程第33 議案第70号 あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小船越地区）
- 日程第34 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第35 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第36 議員の派遣について

---

出席議員（21名）

- |            |            |
|------------|------------|
| 1番 脇本 啓喜君  | 2番 黒田 昭雄君  |
| 3番 小田 昭人君  | 4番 長 信義君   |
| 5番 山本 輝昭君  | 6番 松本 臚幸君  |
| 7番 阿比留梅仁君  | 8番 齋藤 久光君  |
| 9番 堀江 政武君  | 10番 小宮 教義君 |
| 11番 阿比留光雄君 | 12番 三山 幸男君 |

13番 初村 久藏君  
15番 桐谷 徹君  
17番 小川 廣康君  
19番 兵頭 栄君  
22番 作元 義文君  
14番 糸瀬 一彦君  
16番 大浦 孝司君  
18番 大部 初幸君  
21番 島居 邦嗣君

---

欠席議員（1名）

20番 中原 康博君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 橋 清治君 次長 梅野 泉君  
参事兼課長補佐 長野 元久君 副参事兼係長 國分 幸和君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ..... 財部 能成君  
副市長 ..... 大浦 義光君  
副市長 ..... 齋藤 勝行君  
政策補佐官 ..... 松原 敬行君  
地域再生推進本部長 ..... 永尾 榮啓君  
観光物産推進本部長 ..... 本石健一郎君  
総務部長 ..... 平山 秀樹君  
総務課長 ..... 桐谷 雅宣君  
市民生活部長 ..... 近藤 義則君  
福祉保健部長 ..... 扇 照幸君  
農林水産部長 ..... 比田勝尚喜君  
建設部長 ..... 斉藤 正敏君  
水道局長 ..... 阿比留 誠君  
教育長 ..... 梅野 正博君  
教育部長 ..... 大石 邦一君  
美津島地域活性化センター部長 ..... 長郷 泰二君

豊玉地域活性化センター部長	中村 敏明君
峰地域活性化センター部長	大川 昭敬君
上県地域活性化センター部長	武田 延幸君
上対馬地域活性化センター部長	川本 治源君
消防長	竹中 英文君
会計管理者	糸瀬 良久君
監査委員事務局長	主藤 繁明君
農業委員会事務局長	永留 秋廣君

午前10時00分開会

○議長（作元 義文君） おはようございます。中原康博君より欠席の届け出がっております。

報告します。先月26日、東京で開催されました全国市議会議長会におきまして、同会長より議長及び島居副議長が議員歴10年以上の表彰を受けましたことを報告いたします。

また、配付しております議案中、専決第1号、専決第7号及び第9号の予算書、それぞれ1ページ目の語句の一部訂正の申し出がありました。上程前の議案でありますので、議長がこれを許可しております。

訂正内容につきましては、配付しております正誤表のとおりで、訂正処理は休憩中に行わせません。

4月1日付で人事異動により教育長及び消防長がかわっておりますので、自己紹介させます。教育長、梅野正博君。

○教育長（梅野 正博君） 皆さん、おはようございます。今年度4月1日付で対馬市教育委員会教育長を拝命いたしました梅野正博と申します。知力、体力ともに自信はありませんけれども、対馬の教育界のために少しでもお役に立てるよう、誠心誠意努力してまいりたいと思います。どうぞ御指導よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 次に、消防長、竹中英文君。

○消防長（竹中 英文君） 4月1日付で消防長を拝命いたしました竹中英文でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） ただいまから平成22年第2回対馬市議会定例会を開催いたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（作元 義文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定によって、阿比留梅仁君及び齋藤久光君を指名します。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（作元 義文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付いたしております会期日程案のとおり、本日から6月21日までの8日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から6月21日までの8日間に決定しました。

---

## 日程第3. 議長の諸般報告

○議長（作元 義文君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

諸般の報告はお手元に配付のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

---

## 日程第4. 市長の行政報告

○議長（作元 義文君） 日程第4、市長の行政報告を行います。

市長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許します。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） おはようございます。本日、ここに平成22年第2回対馬市議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には御健勝にて御出席賜り厚く御礼申し上げます。

まず初めに、嬉しいニュースを2点、御報告させていただきます。

既に皆様も御承知ではございますが、6月8日に発足しました菅新内閣において、本県選出の山田正彦代議士が農林水産副大臣から農林水産大臣として入閣を果たされました。基幹産業の第1次産業を抱える本市において、産業を取り巻く自然環境の悪化、従事者の高齢化、後継者の不足など、塗炭の苦しみにあえぎ、脱出先が見えないこの状況を打開すべく、経世済民の志を持った政治家として、本市の力強い追い風となることを期待しております。

2点目は、4月17、18日の両日、福岡市で開催されました九州御当地グルメコンテストで見事優勝を勝ち取りました「とんちゃん部隊」であります。本市の福岡事務所の情報発信により始まったこのチャレンジは、沖縄を除く九州各県から約20チームが参加、来場者が食べた箸を投票し、その箸の重さで順位を競いました。魚屋さん、すし屋さんなどさまざまな職種の若者40名が「地域に元気を」との思いで集結し、一人一人の力を地域の力に変え、自ら実践するこ



とで、地域活性化への道を切り開きました。まさに民意が組み立てる地域づくりの一面を実演してくれました。その結果、福岡をはじめとした島外に対し、郷土の味、島の食文化を効率的に広めることができ、閉塞感漂う市民の心に一つの明かりを灯してくれました。

このことは、私をはじめ職員も感銘するとともに、さらなる地域づくりへと職員の職務の濃度を深め、「とんちゃん部隊」に負けない地域賦活に向け邁進していく所存でございます。

さて、本定例会において御審議願います案件は、専決処分の承認12件、報告5件、平成22年度一般会計補正予算等2件、条例の制定及び一部改正4件、新たに生じた土地の確認及び区域変更1件、諮問1件、合わせて25件の案件について御審議をお願いするものでございます。

内容につきましては、後ほど担当部長に説明させたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

審議に先立ち、3月定例会以降の主な事項につきまして、概略御報告申し上げます。

まず、地域再生推進本部関係でございます。

第1次対馬市総合計画（基本計画）の見直しについて、本総合計画は、地方自治法第2条第4項に基づき、基本理念と都市の将来像を掲げて施策の大綱を示し、平成18年度から平成27年度までの10カ年間における長期的なまちづくりの指針となる基本構想とあわせ、その実現に向けた施策体系と方針、目標及び主要事業を定めた基本計画からなっております。

この中で、平成23年度からの後期5カ年の開始に当たり、基本計画について、近年の社会的、経済的要因による情勢の変化や主要事業の評価、加えて新たな市民ニーズなどを踏まえ、今年度見直すこととしております。

なお、来年3月定例会までに後期に向けての総合計画における基本計画の見直しの内容を報告することとしております。

あわせて、基本計画の見直し内容を明らかにし、その実現に向け努力していこうとするものでございます。

本定例会に上程しています議案第64号、平成22年度対馬市一般会計補正予算（第2号）に見直しに係る経費として、審議会経費、委託料などを計上しております。

次に、過疎地域自立促進市町村計画の策定についてであります。

平成22年3月10日に現行の過疎法を拡充し、6年間の延長を柱とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律」が、超党派の議員立法として成立し、3月17日に公布されました。

今回の改正では、期間の延長のほか、過疎対策事業債に新たにソフト事業が対象とされたことが目玉であります。従来のハード事業に加えて、ソフト事業を含めた「対馬市過疎地域自立促進計画」を今年度、策定することとしています。

このソフト事業の組み立ては、地方の企画発想力が試されるものであり、行政側が一方的に事業を描き、国から枠配分される財源を使い回しても結実しません。

この6年間の延長と改正の意味するところは、うがった見方かもしれませんが、国はハード事業偏重では過疎化がとまらないと見切り、地方に今まで何度もチャンスを与えてきたにもかかわらず、いまだ脱却できない自治体には、今後「愛の手」を差し伸ばさないとの強い意志のあらわれだと、私は解釈をしております。

だからこそ、私たちは市民からアイデアを募り、取り入れることや、地域マネージャー制度で練り上げられるソフト事業を吟味しながら、真剣に使い方を議論していかなければなりません。

今後の策定スケジュールとして、8月に原案策定を行い、県とのヒアリングを経て、10月中に県へ正式協議することとなっております。その後、年内に開会される議会へ上程し、議案決定後、対馬市過疎地域自立促進計画書を県に提出することとしております。

計画期間は、平成22年度から平成27年度の6カ年間となります。

次に、国際航空路（航路）の運行状況についてであります。

平成21年7月27日から韓国の大邱空港と対馬空港を結ぶ国際チャーター便が就航を開始しまして、約10カ月を経過しております。

当初は対馬から大邱を結ぶ路線で就航しておりましたが、平成21年10月9日から路線を韓国の金浦空港と対馬空港を結ぶ路線に変更され、また平成22年5月7日には、従来の路線に韓国の金海空港と対馬線が追加されました。

これにより、韓国と対馬を結ぶ国際チャーター便が週7往復運航することとなります。

初就航からこの4月までの利用者数は1,471名となっております。

なお、空港ビルを管理する対馬空港ターミナルビルでは、第1ターミナルビルの改修が行われており、空の国際ターミナルとして機能を充実するため、入出国審査室や待合室などの施設整備が行われております。

また、大亜高速海運が運航しています釜山、対馬の国際航路は、3月まで火曜日が運休日としておりましたが、4月からは毎日運航にダイヤが変更され、厳原港は月、水、金、土の週4日、比田勝港は日、火、木の週3日の入港、出港となっております。

次に、対馬市地域公共交通総合連携計画の策定についてであります。

対馬市では、島内公共交通手段の維持及び活性化を図るため、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づき、対馬市地域公共交通活性化協議会を設置し、平成21年度において各種調査を実施し、計4回の協議会を経て、「対馬市地域公共交通総合連携計画」を策定しました。

本計画は、利用者の利便性の向上及び拡大、並びに本市の財政負担の軽減を図ることにより、

持続可能な交通体系を構築していくことを目的として策定したところであります。

平成22年度から3カ年間、国等の支援を受けながら、本市交通体系の維持、活性化に向けた各種実証実験等を実施することといたしております。

なお、平成22年度においては、デマンド型（予約制）乗合タクシーの実証実験を五根緒線、佐須線の2路線、また路線バス利用促進のため、1カ月5,000円での定額フリーパスポート実証実験を予定しております。

次に、仮称であります、対馬市市民基本条例についてであります。

国、内閣において、地域主権戦略会議が設置され、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」を早期に確立する観点から、補助金の一括交付金化、基礎自治体への権限移譲等の具体策を盛り込んだ「地域主権戦略大綱」仮称であります、の取りまとめが行われております。

市町村は、地域の実情に応じた迅速な行政サービスを行うことができるようになる一方、行政運営への自主性や主体性が強く求められるところであります。

本市におきましては、平成20年3月に対馬市市民協働推進指針を策定し、平成21年度から本格導入しました地域マネージャー制度により、市民協働に対する市民意識も変化の兆しが発現しております。今後さらに市民協働を推進し、「地域主権」を確立するためには、市民、議会、行政のそれぞれの役割や責務を明確にするとともに、これまで以上に市民が市政にかかわる新たな仕組みづくりが必要であるとの考えから、地域主権にふさわしい将来にわたる協働への歩みを重ね、魅力あるまちづくりを実現するための市政運営の基本ルールなどを規定し、市民参画による仮称、対馬市市民基本条例の制定に向け、作業を進めていきたいと考えております。

なお、条例案の作成過程におきましては、議会との協議が必要でございますので、その節はよろしく願いいたします。

次に、大学と対馬市の連携に関する協定についてであります。

国立大学法人長崎大学と本市の連携に関する協定についてであります。

連携協定では、長崎大学と本市が有する資源の効果的な活用と、両者の緊密な連携、協力により地域のさまざまな課題に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することを目的とするものでございまして、地域の振興やまちづくり、人材育成、福祉、教育などに関し連携することとしており、近々協定書を締結する運びとなっております。ちなみに6月24日を予定しております。

また、さらなる大学との連携も視野に入れ、関東圏の総合大学との連携についても現在、模索しているところでございます。

続きまして、観光物産推進本部関係でございます。

ひとつばたご祭りについて、5月3日のゴールデンウィーク中、上対馬町鱒浦地区で「第

21回ひとつばたご祭り」が開催され、約3,000人が訪れました。

今年のひとつばたごは、春先の気温が例年より低かったせいも、二分咲きの状態でしたが、対馬愛鼓連の太鼓や上対馬高校のブラスバンド部による演奏、海栗島見学、グラスボートでの海底見学などのほか、ひとつばたごの苗木や特産品などが販売され、にぎわいを見せていました。

冒頭で報告しました「対馬とんちゃん部隊」と同じとんちゃん、地域おこしを行っている福岡県田川市の「田川ホルモン喰楽歩」がそれぞれ100食を無料で振る舞い、店頭には行列ができるほどで、B級グルメで人気を博した自慢の味を皆さん堪能していました。

また、会場には「ひとつばたご」が縁で、交流が始まりました岐阜県中津川市からも中西議長外2名が訪問され、地域間交流を深めることができました。今後、島外からの誘客に一層力を入れていきたいところであります。

次に、国際交流についてであります。

日韓善隣友好の花、朝鮮通信使が文化8年、西暦1811年に対馬に来島してから来年がちょうど節目の200年となることから、縁地連のイニシアティブを握る本市として「朝鮮通信使ゆかりの町全国交流会対馬大会」を開催する予定としております。

この準備等に万全を期する目的で、去る5月11日「朝鮮通信使ゆかりの町全国交流会対馬大会実行委員会」を立ち上げたところでございます。

近年、朝鮮通信使が注目を浴び、NHKなどでも特集が組まれており、全国各地で行列が再現されております。

この機会に1年余りの猶予しかありませんが、早々に企画立案を行い、関係市、町はもとより全国レベルでの対馬大会を開催し、広くPRを図ることで観光振興にもつなげていきたいと思っております。

また、本市には全国から多数の行政視察が来ておりますが、今年に入ってからには特に国際交流、韓国からの観光についての視察説明を求められ、国際航路を持つ都市などから、十数回国際交流、韓国人観光客誘致等についてのノウハウを尋ねられているところでございます。

次に、総務部関係であります。

職員の派遣実務研修についてであります。昨年末、本市は「安心、安全な食の提供に適した地域であるか」、また「生態系に負荷をかけない産業が行われているか」などの基準をクリアし、「環境王国」の称号をいただきました。さらに本年1月にはシンポジウム「対馬から「林業再生」を考える」が開かれ、「海の恋人である森や里」から広く対馬の自然環境の再生について討議がなされました。また、有用微生物群、EM活性液やEM培養液を活用し、川、海の浄化に向けた活動が活発化するなど真の「環境王国」へ向けた取り組みが島全体で動き始めております。

この環境という分野をあらゆる角度で積極的に展開し、施策として確立させるためには関係機

関との連携が必要不可欠であります。また、本市の将来的なビジョンをつくり上げるためには専門的なノウハウを有する職員の育成が必要であります。このことから、本年7月1日より経済産業省、新エネルギー対策課に1名の職員を実務研修として派遣いたします。環境にやさしいエコアイランドを目指す本市においては、先人から与えられたこの基層財産を未来永劫と引き継ぐためにしっかりとした環境施策を行い、次世代に負の財産を引き渡すことのないよう取り組んでまいります。

次に、市民生活部関係でございます。

日韓市民ビーチクリーンアップについてでございますが、今年度で第8回目となりました釜山外国語大学校及び市民ボランティアによる「日韓市民ビーチクリーンアップ活動」を5月29日、上県町佐護の井口浜海水浴場で実施いたしました。

この活動の趣旨は、漂着ごみを韓国の大学生と市民が協働で回収するとともに、漂着ごみを通して海洋環境問題について、意見交換や交流促進を図ることを目的としております。

今年は韓国から釜山外国語大学校の学生98名、市民ボランティア300名の約400名の参加をいただき、272立方メートルの漂着ごみを回収することができました。

離島である本市にとって、漂流、漂着ごみは景観上の問題にとどまらず、漁業被害、環境保全の観点からも喫緊の課題であります。

漂着ごみ問題は国を超えた問題であり、本市といたしましても引き続きその解決に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

漂着ごみ油化装置稼働セレモニーについてでございます。

本市が平成21年度、長崎県の補助を受け、漂着ごみ前処理施設整備事業として取り組んでおりました油化装置の導入が竣工の日を迎え、去る6月8日、対馬振興局長様をはじめ、厚生常任委員会の委員様、環境問題に御尽力いただいている方々をお迎えし、稼働セレモニーを開催いたしました。

今回、漂着ごみの中でも30%を超える発泡スチロールを油に変える油化装置を導入いたしましたわけでございますが、これまで廃発泡スチロールの処分につきましては、やむなく島外へ搬出処理を行い、多額の処理費用を要しておりましたところ、油化装置の導入により輸送コストがゼロとなり、さらに漂着ごみを燃料化することが可能となりました。このことは、本市の財政や環境事情のお荷物的存在、到底受け入れ難い漂着ごみが新たなエネルギーとして生まれ変わり、マイナスがプラスに、ごみが宝へ、財産へと、まさに逆転の発想が成立したものであります。また、このシステムは将来を支える子どもたちの環境教育の場としても最適なところであります。

なお、生成されましたスチレン油の活用方法といたしましては、当面、巖原町にあります足湯のボイラー燃料として活用してまいりたいと考えております。

本市といたしましては、今回の油化装置の導入を契機といたしまして、今後とも漂着ごみの円滑な処理を目指していくとともに、循環型社会にふさわしい取り組みを展開してまいりたいと考えております。

次に、農林水産部関係であります。

対馬から「海洋保護区」を考えるシンポジウムについてであります。6月5日、「対馬から「海洋保護区」を考える」と題したシンポジウムを開催しましたところ、漁業者をはじめ島内外から約520名の参加をいただき、盛会のうちに終了することができました。

作元議長様をはじめ議員皆様方にも多数御参加いただき、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、対馬の豊かな自然は美しさだけにとどまることなく、訪れる人に癒しを与え、多くの市民にとっては生業の根幹となります。また、対馬周辺海域は対馬暖流の恩恵を受け、多くの回遊魚の産卵場、えさ場となっており、その生態系は日本各地やアジアの沿岸地域を経済的にも支えております。しかし、近年の本市の水産業を取り巻く環境は魚価の低迷、漁業者の減少、高齢化など非常に厳しい状況に直面しております。また、沿岸及び周辺海域では磯焼け問題、漁法の高度化による収奪的漁獲、周辺諸国等の乱獲などによる水産資源の枯渇化が進んでいます。本年10月には、名古屋市において生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されるなど、今日の環境問題は地球規模の問題であることは言うまでもありません。多様な生物や生息環境を守り、自然との共生の中で将来にわたってその恵みを受けて生活ができる環境をつくっていくことが今の時代を生きる私たちに課せられた使命であると考えております。

そのためには、漁業環境の状況や海洋保護区の設定の意義について、市民の理解と気運を高めるために、今回、シンポジウムを開かせていただきました。まず、基調講演では、北海道大学の桜井泰憲教授や地元漁業者の細井慰佐義氏、九州大学の清野聡子准教授がそれぞれの立場から海洋保護区をつくることの重要性を話していただき、パネルディスカッションでは私も含め、環境省自然環境局荒牧まりさ専門官、対馬市漁業協同組合長会根津廣次会長、対馬地区漁業士会吉村厚会長、対馬森林組合扇次男組合長、九州大学清野聡子准教授を招き意見交換を行いました。

「捕れない」「売れない」「安い」など漁業者の現状や森と海の密接な関係、研究者や環境保護の視点から考えた生物多様性の保全など海洋保護区をキーワードにさまざまな意見が述べられました。

収奪的漁獲や資源管理のあり方をどのようにするのか。その区域をモニタリングをしながら資源回復の度合いを図り、保護区の設定を進めていかなければなりません。そのためには漁業組合をはじめとした関係団体、漁業者が一体となり、あらゆる情報と培われた経験で討議していかなければ、「自然と共生」という港にたどり着けません。この保護区でいねいに捕れた水産物、

付加価値のついた加工品が安全、安心なものとして子どものときから普通に食べられる仕組みを構築し、愛郷心を育てていただきたいと考えております。また消費者においても保護区の中で捕られている魚が価値のあるものとして認識していただき、この設定の意義を理解していただきたいと考えております。

国、県の動きはまだ鈍い状況ですが、自然保護、生物多様性の方向から日本の研究者、世界の研究者を巻き込みながら対馬から最初の海洋保護区の設定に向けて取り組んでまいります。

次に、口蹄疫対策についてであります。

宮崎県で発生しています家畜伝染病「口蹄疫」被害は、畜産産出額で全国トップの都城市に飛び火するなど計10市町村に拡大し、殺処分対象の牛、豚は約19万4,000頭に及ぶ状況であります。国及び宮崎県による早急な封じ込め対策を望むものでございます。

一方、長崎県では宮崎県での「口蹄疫」拡大を受け、3月1日以降に宮崎県から家畜の導入があった農家に対して立ち入り検査を実施、全農家で異常がないことを確認しています。このほか、県内の偶蹄類家畜を飼養する全農家を対象に聞き取り調査を実施し、異常がないことを確認しております。また、県内6地区で地域口蹄疫警戒連絡会議を設置し、各地域で関係機関が連携し、迅速、的確に対応することを申し合わせているところでございます。

本市におきましても前述の通り、対馬振興局長を本部長とする「対馬地域口蹄疫警戒連絡会議」が結成され、2回の連絡会議が開催されております。それぞれの役割分担や緊急時の対応について協議がなされているところであります。

また、厳原港及び比田勝港におきましては、積載車両の消毒と乗降客の靴底消毒及びこの両港湾に加えて対馬空港でも韓国航路を含めて乗降客の靴底消毒を5月1日から実施している状況であります。そのほか、本市では単独予算により71戸の牛の飼養農家に消毒用として消石灰を配布し、「口蹄疫」への感染を未然に防ぐ努力を促しているところでございます。

最後に建設部関係であります。

都市計画区域並びに都市計画道路の見直しについて、現在、土地利用の状況を鑑み小浦地区から久田地区にかけて指定しております既存の都市計画区域に美津島地区の一部を拡大して含める区域見直しと、現在ある都市計画道路のうちいろいろな要因で長く実施されなかった路線につきまして、県と市で路線を分けて見直し作業を進めています。

本年度におきましては、市民の意見を伺い、都市計画道路の見直し作業の参考にさせていただくために、近くパブリックコメントの実施を予定しております。

以降につきましては、都市計画区域並びに都市計画道路の都市計画変更に向けて諸手続き等に取り組みまして、平成24年度内には都市計画変更決定を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 以上で行政報告を終わります。

#### 日程第5. 厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第5、厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

委員長の報告を求めます。委員長、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 厚生常任委員会所管事務調査を報告いたします。

平成22年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第98条の規定により、閉会中の事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容と、その概要を同規則第103条の規定により報告いたします。

当委員会を、平成22年6月2日午後1時より、豊玉地域活性化センター3階小会議室において開催しました。当日、大部副委員長、兵頭委員、桐谷委員は欠席であります。

市長部局より近藤市民生活部長及び平間環境政策課長の出席を求め、当初予定しておりました「海岸漂着ごみの処理計画」及び「斎場の利用状況調査」の2点について、また現地調査では平成21年度事業により峰町櫛地区に建設された「漂着ごみ前処理施設の処理能力及び利用計画」について説明を受けたところであります。

まず、海岸漂着ごみの処理計画については、本年度当初予算において総事業費4億714万4,000円が計上されているところでありますが、対馬の海岸延長911キロメートルのうち、国島の海岸保全区域は435キロメートル存在しており、それ以外のその他の海岸は延長476キロメートルに及んでおり、このその他の海岸のうち、漂着ごみの被害が著しい西海岸について、重点的に市がごみの回収と処理を行うものであります。実施計画については、6月中に長崎県より交付決定がなされる予定とのことでありますが、業務の発注方式については廃棄物処理法に基づき適正に処理をする必要があるため、回収と処理を分けて発注するなどの検討、海岸管理者である長崎県との調整、漁協等との協議調整を行った上で、実施に移していきたいとのことであります。現在、庁内の海岸漂着物対策推進委員会で協議を進めており、8月ごろには方向性が決定されるとのことであります。

なお、これに要する財源は地域グリーンニューディール基金事業により、県を經由して交付されるもので、全額補助となっております。

委員会としては、9月定例会以降、さらに同事業に対する調査を再度実施することで了承を得たところであります。

次に、斎場の利用状況については、平成21年度実績により説明を受けたところでありますが、上県町、上対馬町の旧施設は9月で閉鎖し、佐須奈地区に新築された浄華苑は10月より供用が開始され、近代的設備の充実により安定した利用がなされているとのことであります。ちなみに



平成21年度の利用件数は、人で449件、動物52件となっております。島内4カ所の斎場は利用上、特に問題は上がっておらず、斎場に関する調査は今回で終了することとしております。

現地調査であります。平成21年度漂着ごみ前処理施設等整備事業により峰町楡地区に廃発泡スチロールの油化装置が完成しており、処理能力及び利用計画について説明を受けたところがあります。総事業費3,498万円、補助率は県2分の1、市の負担は地域活性化経済危機対策臨時交付金を充当したとのこととあります。

海岸漂着物の30%は発泡スチロールで、従来産業廃棄物として島外処理をしておりましたが、同施設の整備により灯油に近いスチレン油という新たなエネルギーに変えることが可能になるとともに、島内での最終処分が可能となりました。処理能力は1日当たり発泡スチロール80キログラム、トン袋で4から5袋。これにより生成油は40リットルの収量となります。

市ではスチレン油の活用方法として、小型焼却炉の燃料としての活用を検討しているとのこととあります。なお、後日の報告によりますと、当面は厳原にある足湯のボイラー燃料として活用していきたいとのこととあり、これが成功すれば資源循環型の画期的プロジェクトであり、今後の展開に大いに期待するところとあります。

なお、漂着ごみの選別処理作業や油化装置の運転作業員として今年度5名ほどの採用をすることとあります。

今回の調査について説明を受けたところ、委員会としては漂着ごみの回収の対象として、漁協は漁業再生交付金で対応してきた今までの経緯を指摘しましたが、市としては本来漁業再生交付金は水産振興事業への充当が望ましく、海岸清掃についてはグリーンニューディール基金を最大限活用していきたいとの意向であります。島の雇用が少ない実情に対し、本事業が雇用促進に結びつくような検討も考慮していただきたいと存じます。

また、発泡スチロール油化装置であります。さらに上、下地区に増設を検討する価値は十分あると思われ、前向きに取り組んでいただきたいところとあります。

最後に閉会中の所管事務調査の項目に、1、ごみ収集業務について、2、新病院建設についての2点を追加することに決定したことを含め、厚生常任委員会の報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

#### **日程第6. 産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告**

○議長（作元 義文君） 日程第6、産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

委員長の報告を求めます。委員長、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） それでは、産業建設常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

平成22年第1回対馬市議会定例会において、会議規則第98条の規定により、閉会中の所管事務調査の承認を得ておりました当委員会の調査の内容とその概要を同規則第103条の規定により報告をいたします。

当委員会は、平成22年5月11日と12日の2日間、産業建設関連事業の状況把握と調査、研究を全委員出席のもと、市長部局より比田勝農林水産部長、斉藤建設部長、島居北部建設事務所長、豊玉地域活性化センターの中村部長並びに各担当課長等の出席を求め、それぞれの現地において説明を求めながら調査をいたしました。

今回の調査、研究箇所は、整備が進められている厳原港、豊玉町振興公社、豊玉町曾地区におけるイノシシ防護柵の設置状況、峰港、上対馬町琴地区のヒノキの間伐と作業道の状況、上県町佐護のシイタケ生産団地、上対馬町泉のつしまCASセンター、比田勝港の国内線ターミナル建設用地であります。

まず、厳原港においては県が実施する港湾関連用地埋立事業と市が実施する都市機能用地埋立事業が、平成26年度までには建設発生土等の流用により完成予定であります。現在、厳原港国際ターミナルの新築工事が第2駐車場において着工されています。将来的には既存のターミナルを国際ターミナルに改修する計画ではありますが、新築されるターミナルには売店等のスペースがなく、観光客に対する受け入れ体制の整備が必要ではないかと思われました。

豊玉町振興公社では、平成21年度から3年間、ふるさと雇用再生特別基金事業により5名を雇用し、今年度も地域ブランド商品の開発、販売開拓事業に取り組んでいます。特にあなごについては、東京のあなご専門店「日本橋玉ゐ」との商談が成立し、今年度約1,000万円の売り上げを見込んでいたとのことでした。今後もさらなる販路の開拓を希望するものでございます。

次にイノシシ防護柵の設置については、今回視察した曾地区では柵外の草刈りもされ、適正な施設だと思われませんが、今後においては効率的な防護のためには団地化を進める努力を望みます。平成21年度においてはワイヤーメッシュ柵の延長は237.65キロメートルになり、この事業に対する国庫補助金が当初予算で1,683万円であったものが、今年度の内示額は71万円とのことですが、何らかの措置によりイノシシ防護柵設置事業が継続されることを望むものであります。

また、イノシシ肉の有効活用と残骸の焼却処分についても検討を要望するものであります。

峰港湾の施設利用では、対馬森林組合が野積場において木材の一時貯木場として利用されてきました。岸壁の係船使用は平成21年度で11回のみであり、また接岸不可という状況も数回あります。これらの環境整備と当初計画の目的に反映されるためにも、林業関係の施設整備

を企画していただきたい。

琴地区の私有林において、「美しい森林づくり基盤整備交付金事業」に取り組み、作業道の設置により間伐作業が実施されていきました。関係団体と連携をとり事業の啓蒙を図りながら、対馬の元気な森林づくりに努力をしていただきたい。

佐護地区の2協業体の人工ほだ場と乾燥機、包装機等の施設を視察をいたしました。これらは「対馬シイタケとことん復活プラン」による国庫補助を利用した施設であり、年間植菌量も合わせて約140万個の計画で規模拡大が図られております。販売は系統出荷と個人販売の方法がとられておりますが、「対馬シイタケ」の品質向上と安心、安全の原木シイタケの名声を高めるための工夫を望むものであります。

次に、今春オープンした株式会社つしまCASセンターを視察させていただきました。総事業費約7億円、うち国庫補助金2分の1により、魚価の安定と収益の向上、雇用の確立を目的に設立されたものであります。現在、27名の雇用の確保がなされ、今後においてはCASの特殊性を生かし、販路の拡大を図ることにより、漁家の経営向上に貢献されることを念願いたします。

最後に、比田勝港の国際ターミナル建設用地であります。現在用地を含めた周辺整備が行われていますが、計画では新築工事は平成23年度、24年度に実施予定であります。それまでに交流人口を呼び込む方策、また街中の経済浮揚をいかにして結びつけるか研究する必要があると思われま。

また、当初は調査、研究の予定には入れていませんでしたが、上対馬町の泉地区で離島漁業再生支援交付金を活用した「昆布養殖」の成長状況を視察いたしました。これは泉地区、協定44世帯ですが、当面する磯焼け現象に対応するため、地区協定漁業者が昆布の種糸500メートルを購入し600メートルのロープに巻きつけ、今年1月上旬に漁港付近の水域で養殖しているものでした。5月12日時点で最大4.6メートルまで成長し、枯渇する海藻の代替えとしてウニ、サザエ等の餌料とするため、また食害生物対応のために再度水中に投入することです。今後の離島漁業再生支援交付金の効果的な活用事例として、広めていただきたいことを要望いたします。

以上で産業建設常任委員会の所管事務調査報告といたしますが、お忙しい中、当委員会の調査、研究のため受け入れていただき、説明、御意見をいただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

## 日程第7. 国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第7、国境離島活性化対策特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

委員長の報告を求めます。委員長、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 国境離島活性化対策特別委員会調査報告書、国境離島活性化対策特別委員会の調査状況等を、会議規則第45条の規定に基づき、次のとおり報告いたします。

本委員会は、平成22年4月23日午後3時より、対馬市役所4階会議室において、委員7名出席、説明員として大浦副市長、松原政策補佐官、地域再生推進本部の永尾本部長及び豊田副本部長の出席を求め、「防人の島新法」について検討をいたしました。「防人の島新法」については、政権交代後、ほとんど協議もなされず、何ら進展がない状況で、「要望書」を民主党県本部を通して民主党幹事長に提出していましたが、回答なしとの説明でありました。次回からは、少し論点を絞って調査研究を行うことを申し合わせ、1、海洋保護区の問題、2、漂流、漂着ごみの対策、3、本土との格差是正、対馬福岡間の運賃の問題、4、自衛隊増強問題等、以上のテーマを進めることを確認いたしました。

平成22年5月20日午後1時30分より対馬市交流センター3階会議室において、全委員出席のもと、今回は作元議長も出席され、説明員としては、大浦副市長、比田勝農林水産部長、中村水産振興課長、豊田地域再生推進副本部長の出席を求め、委員会を開催いたしました。

冒頭、市長の出席を強く望む意見があり、次回からは調整を行うこととしました。

今回は6月5日にシンポジウム「対馬から「海洋保護区」を考える」の開催が予定されている関係で、担当部署である農林水産部から海洋保護区に関する資料の配付と概要説明を受け、シンポジウムをぜひ成功させるよう強く要望いたしました。また、委員会としても参加をすることを確認し、海洋保護区の問題については、今の段階では方向性が見えにくい状況であるが、委員会としては、議会と行政が一体となった取り組みが必要であることを確認し、対馬市民のため、真剣に調査研究を継続することを申し合わせました。

以上で、国境離島活性化対策特別委員会の調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

## 日程第8. 国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告

○議長（作元 義文君） 日程第8、国県道路整備促進特別委員会の閉会中の調査報告を行います。

委員長の報告を求めます。委員長、齋藤久光君。

○議員（8番 齋藤 久光君） 国県道路整備促進特別委員会調査報告を申し上げます。

国県道路整備促進特別委員会の調査内容について、会議規則第45条の規定により報告をいたします。

本委員会は、平成22年4月19日と20日の2日間にわたり、委員全員出席のもと、作元議長も出席され、市長部局より、齋藤建設部長ほか担当課長等の出席を求め、第4回の委員会を開催いたしました。

本委員会は、第3回の国県道路整備促進特別委員会の決定を受け、今回は、対馬全域の平成21年度の国県道事業実施箇所と改良が必要な未改良区間のあわせて24カ所の現地調査を実施いたしました。今回の調査で現地の確認はできましたが、未改良区間の中で用地の問題が事業実施の障害となっている箇所については、入会林整備や筆界未定の解消に市も積極的に関与して、事業の早期着手への環境整備を図っていくよう要望をいたしました。次回の委員会は、平成22年度の国県道の事業関係予算が県から示された後に開催し、協議を重ねていくことといたしました。

平成22年5月14日、豊玉地域活性化センター3階会議室において、全委員出席のもと、作元議長も出席され、第5回の特別委員会を開催いたしました。今回は、市の建設部より「平成22年度の国県道の事業関係予算において、継続事業以外の予算措置が難しい模様である。新規事業の採択を受けるために、市と議会が一体となって県への陳情行動を考えている。そこで、国県道路整備促進特別委員会において、要望箇所の絞り込みとその優先順位を協議してもらいたい」という要請がありましたので、委員会を開催いたしました。委員会としては、要望箇所の絞り込みについては、これまで県の振興局、市の建設部で全島的なバランスも検討され、事業推進をされてきた経緯もあり、また当委員会で先般、対馬全域にわたる24カ所の国県道路の調査結果を踏まえ、委員会の参考意見として次のとおり取りまとめました。

国道382号線については、上県町、大地佐須奈区間、巖原市街地の中村地区、上県町の檜滝弓張区間。県道、主要地方道については、巖原町の尾浦安神区間、美津島町の加志吹崎区間、上対馬町の舟志琴区間、巖原町の豆殿地区、以上の箇所については早急な整備が必要であることを委員会は確認いたしました。要望箇所及びその優先順位については、最終的には市が判断すべきものであると思われま。

県への陳情行動については、6月の県議会の終了後になりそうであります。本委員会としては、国県道の新規事業の採択に向けて積極的な陳情が必要と考え、委員全員で行動することを市に要望するとの意見で一致いたしました。

以上で、国県道路整備促進特別委員会の調査報告といたします。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

---

### 日程第9. 長崎県病院企業団議会議員の報告

○議長（作元 義文君） 日程第9、長崎県病院企業団議会議員の報告を行います。

長崎県病院企業団議会議員の報告を求めます。長崎県病院企業団議会議員、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 長崎県病院企業団議会議員報告書、平成22年3月30日に招集されました、長崎県病院企業団議会の第1回定例会、議案審議について報告をします。

午後2時から長崎県農協会館701会議室において、議員13人の出席のもと、新議員として雲仙市議会より松尾文昭議員の選出、紹介がなされ、早速、会期決定及び会議録署名議員の指名があり、松尾文昭議員、大浦孝司議員両名が指名されました。

矢野企業長あいさつに始まり、「医療環境の変化」、「地域医療再生臨時特例交付金」、「上五島病院の再編」、「対馬地域の病院再編」、「診療報酬改定」、「医師確保」、「アイランドナースネットワーク事業」等、医療全般についての説明の後、第1号議案から第6号議案の提案がありました。

議案は、第1号議案、長崎県病院企業団情報公開条例、第2号議案、長崎県病院企業団個人情報保護条例、第3号議案、長崎県病院企業団病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、第4号議案、長崎県病院企業団職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、第5号議案、長崎県病院企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例、第6号議案、平成22年度長崎県病院企業団病院事業会計予算の6件であります。

まず、条例案件であります第1号議案から5号議案についての審議を行い、その後、予算案件である第6号議案を審議することで決定をいたしました。

第1号議案から第5号議案について、本部から補足説明の求めがあり許可され、それぞれ説明の後に質疑応答が行われ、その結果、第1号議案から第5号議案については、いずれも原案のとおり可決されました。

第6号議案、平成22年度長崎県病院企業団病院事業会計予算について本部より説明を受け、その後質疑が行われ、慎重審議の後、原案可決されました。

なお、審議の過程で上対馬病院の入院病棟の件が出ましたが、それについては企業長から奈留病院のように入院病床は廃止しない旨の答弁がありましたので、報告をいたします。

以上で、長崎県病院企業団議会の第1回定例会の報告を終わります。

なお、後ほど議会の抜粋がございますので、皆さんのお手元の方にコピーをお届けしたいと思います。

います。

以上で報告を終わります。

○議長（作元 義文君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

暫時休憩します。さきに申しました予算書の訂正を行わせますので、専決第1号、第7号及び第9号の予算書を自席のわかりやすいところに出しておいてください。再開を11時20分から行います。

午前11時06分休憩

.....  
午前11時20分再開

#### 日程第10. 承認第1号

○議長（作元 義文君） 日程第10、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成21年度対馬市一般会計補正予算（第8号）を去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認を求めるものであります。

今回の補正予算は地方譲与税、地方交付税等の額の決定による増額、地域活性化きめ細かな臨時交付金事業の追加及び事業費の決定等による財源調整等が主なものであります。

1ページをお願いいたします。平成21年度対馬市一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億1,170万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342億200万7,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから7ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条繰越明許費の補正は8ページから11ページにかけての第2表繰越明許費補正によるものとし、繰越明許費についての追加、変更及び廃止をいたしております。

追加としまして、農業振興施設維持補修事業外7件、4億9,662万9,000円、また変更

につきましては、補正第7号で議決いただきました繰越明許費のうち、集会施設等改修事業外46件の繰越額と合計金額をそれぞれ変更いたしております。また、市道唐洲妙見線改良工事が年度内の事業の完成により廃止いたしております。

第3条地方債の補正は、12ページ及び13ページの第3表地方債補正によるものであります。

事業費の決定によりまして、一般廃棄物処理事業債、一般単独事業債、辺地対策事業債、過疎対策事業債及び災害復旧事業債並びに学校教育施設等整備事業債を変更し、起債限度額を44億7,060万円と定めております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず歳入であります。18ページをお願いいたします。2款地方譲与税から3款利子割交付金、次の20ページの4款配当割交付金から7款自動車取得税交付金までは交付額の決定によりそれぞれ補正をいたしております。

22ページをお願いいたします。10款地方交付税は特別交付税の決定等により6億5,872万4,000円を増額いたしております。補正後の特別交付税は12億2,201万3,000円となっております。

11款交通安全対策特別交付金は、交付額の決定により31万8,000円を増額いたしております。12款分担金及び負担金1項分担金は、移動通信用鉄塔施設整備事業分担金など37万8,000円を増額しております。2項負担金は有線テレビ新規加入負担金及び24ページをお願いいたします。助産、母子生活支援施設入所負担金をあわせて35万6,000円減額をいたしております。

13款使用料及び手数料1項使用料は1万3,000円を増額しております。施設使用料等の減額、残土処分場使用料の増額が主なものであります。

14款国庫支出金1項国庫負担金は生活保護費負担金の増額、保育所運営費負担金等減額により、26ページをお願いいたします。2,516万円を増額しております。2項国庫補助金は地域活性化きめ細かな臨時交付金の追加、漁場整備事業補助金、学校情報通信技術環境整備補助金等の減額により、28ページをお願いいたします。6,060万3,000円を増額しております。3項委託金は9,000円を減額しております。国民年金事務費委託金の減額が主なものです。

15款県支出金1項県負担金は保険基盤安定負担金等1,843万3,000円を減額しております。30ページをお願いいたします。2項県補助金は各種事業費の確定等によりまして、32ページをお願いいたします。2,944万7,000円を減額しております。3項委託金は長崎県知事選挙費委託金等800万5,000円を減額しております。



17款寄附金1項寄附金は383万4,000円増額しております。18款繰入金2項基金繰入金は2億8,551万4,000円を減額しております。歳入の増等により財政調整基金と減債基金の繰入金を減額、調整をしております。また、家畜導入事業資金供給事業基金の特定目的基金は歳出の減により繰入金も減額しております。

34ページをお願いいたします。20款諸収入5項雑入は1,126万7,000円を増額しております。退職手当旧負担金制度差額調整金が主なものであります。

21款市債1項市債は、事業費及び起債額の決定によりまして1億2,270万円を減額しております。

36ページをお願いいたします。次に歳出につきまして御説明をいたします。

1款議会費1項議会費は費用弁償85万3,000円を減額しております。2款総務費1項総務管理費は3目財政管理費の減債基金積立金4億円、振興基金積立金1億9,339万8,000円の増額で、歳入の増額及び歳出の執行残等による減額分の積み立てであります。38ページをお願いいたします。CATV施設整備工事1,993万6,000円の減額が主なものであります。40ページをお願いいたします。総務管理費、合計で5億5,183万1,000円を増額しております。2項徴税費は30万5,000円を減額しております。手数料の減が主なものであります。3項戸籍住民基本台帳費は公的個人認証機器保守点検委託料88万2,000円を減額、4項選挙費は長崎県知事選挙費446万4,000円を減額しております。5項統計調査費は42ページをお願いいたします。各種統計調査の減額67万4,000円であります。

3款民生費1項社会福祉費は給付費の確定等により国民健康保険特別会計繰出金、老人保健特別会計繰出金、特別養護老人ホーム特別会計繰出金等、44ページをお願いいたします。8,296万4,000円を減額しております。2項児童福祉費は2,225万5,000円を減額しております。保育所運営費負担金、次世代育成支援対策事業補助金の減額が主なものです。3項生活保護費は扶助費を2,820万円減額しております。

4款衛生費1項保健衛生費は母子保健事業委託料、予防接種事業委託料、46ページをお願いいたします。合併処理浄化槽設置事業補助金等3,557万1,000円を減額しております。2項清掃費は漂流漂着ごみ処理委託料、廃焼却施設解体工事、厳美清華苑予備貯留槽増設工事など、48ページをお願いいたします。2億176万8,000円を減額しております。

6款農林水産業費1項農業費はイノシシ捕獲補助金等を減額しておりますが、維持補修工事の追加等によりまして50ページをお願いいたします。2,467万4,000円を増額しております。2項林業費は維持補修工事の追加等により2,359万2,000円増額、3項水産業費は工事費、事務費、負担金、補助金等事業費の決定によりまして、52ページをお願いいたします。951万7,000円を減額しております。

7款商工費1項商工費は、54ページをお願いいたします。商工観光の各事業費の決定等による補正であります。56ページをお願いいたします。神話の里自然公園改修工事1,200万円の増額が主なもので、商工費、合計1,486万3,000円を増額しております。

8款土木費1項土木管理費は、残土処分場管理委託料等8万1,000円を増額しております。2項道路橋りょう費は58ページをお願いいたします。殿崎線道路改良工事、唐舟志線道路災害防除工事等の追加により4,089万1,000円を増額しております。3項河川費は353万1,000円を増額しております。維持補修工事の追加が主なものです。4項港湾費は事業費の決定等により、60ページをお願いします。328万円減額しております。5項都市計画費は事業費の決定等により39万7,000円を減額、6項住宅費は723万円を増額しております。維持補修工事の追加が主なものであります。

9款消防費1項消防費は消火栓設置負担金等、62ページをお願いします。247万円を減額しております。

10款教育費1項教育総務費は1億3,676万4,000円を増額しております。教育施設整備基金積立金の追加が主なものであります。2項小学校費は227万6,000円減額しております。ICT環境整備備品購入費、義務教育振興備品購入費の減が主なものであります。3項中学校費は64ページをお願いします。7,035万8,000円減額しております。校舎及び屋内体育施設耐震化工事の減額が主なものであります。4項幼稚園費はICT環境整備備品購入費等の減により396万9,000円減額、5項社会教育費は各種事業費の決定により、66ページをお願いします。408万円を減額、6項保健体育費は光熱水費及び学校給食会委託料等の減により、68ページをお願いします。1,251万2,000円を減額しております。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費は農地農用施設災害復旧工事等の追加により49万5,000円を増額、2項公共土木施設災害復旧費は事業費の決定により149万4,000円減額しております。

13款諸支出金2項公営企業費は旅客定期航路事業特別会計繰出金を396万3,000円減額しております。70ページから73ページにかけまして、補正予算、給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

以上、簡単ではありますが、説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 本案について1点だけお尋ねと確認をしておきたいと思いますが、ページ数は47ページになろうかと思えます。この塵芥処理費の中で工事請負費、今回1億2,600万円減額補正がされておりますが、これは以前から要望いたしておりました旧施設の

解体工事の件に当たろうかと思いますが、当初これはこの件については、昨年の7月の補正で経済危機対策臨時交付金を活用して補正で生まれ、また7月の臨時議会で約2,000万円ほど生まれまして、総額で約3億円ぐらゐの予算が計上済みだと思いますが、このように1億2,000万円、1億2,600万円も減額された原因と言いますか、単なるその執行残なのかということをお尋ねをしておきたいと思ひます。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、近藤義則君。

○市民生活部長（近藤 義則君） 小川議員の質問にお答えいたします。

先ほど申されましたように、既定の予算で約3億円になっておりますが、当初解体工事の予算を計上いたしましたときに、なかなかどれぐらゐの事業費がかかるのかということで、1トン当たりの処理能力に約540万円で全国的な解体平均単価ということで予算計上いたしておりました。

ただ、対馬市の5施設の場合、古い施設もありまして、焼却能力以上に現存する建物がなかったり、煙突がなかったりというのがありまして、設計を組んだ段階での減額と入札による執行残でたくさん今回の減額となっております。

もう少し精査して今後は予算計上を上げていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） そうしますと、当初予定されておりました5カ所の旧施設については、全部この入札が執行されたということに理解をしてもよろしいんですかね。まずそれを確認したいんですが。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、近藤義則君。

○市民生活部長（近藤 義則君） 5施設のうちの4施設は入札執行済みでございます。旧巖原塵芥処理場の分が財産処分の手続きがかかりましたので、この分は設計を組んだ段階で設計額プラス1割の事業費を確保して、今後新たな設計を組んで入札にかけていきたいと、かように思っております。

1施設だけ入札がまだ繰り越して残っております。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） そうしますと、この1億2,600万円減額し、そしてまた旧巖原町の1施設についてはまた再度この予算計上をするということになるかと思ひますが、これ最後の質問ですが、私が言いたかったのは、当初約3億円組まれておりましたですね。補正まで、7月の補正とこの3月、ことしの3月の補正で2,000万円組まれて約3億円、そういうことで、さっきは本日入札結果一覧表を見ますと、その差がやっぱりその当初の予算金額と

執行された金額との差がかなりのその開きがあるように、私は見受けられるんですよ。ですから、当初の、今部長が答弁されましたように、これ当初の予算を組むときに、やはりある程度のその精査をしておけば、こういう1億2,600万円という、これ1施設残しているからこういう数字が出てきたということも1点考えられますが、当初の予算の組み方について、私は少し甘かったんじゃないかなと思っております。

そして、特にこの事業は、先ほど言いましたように、地域活性化経済危機対策臨時交付金で対応されたものと私は記憶をいたしております。ですから、そういう観点からやはりあまりその業者に無理をかけないような、そういう設計を私はやっていただきたいなと思っております。

そうしますと、この1億2,600万円、この執行残があるいはどこにもあるのか基金あたりにそれもあるんでしょうけど、やはりそういうこの交付金の目的から照らしてやはりそこあたりは慎重に、もう少し慎重に考えてほしかったなということを要望をして、3回目ですので終わります。何か答弁がありましたら、最後をお願いします。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、近藤義則君。

○市民生活部長（近藤 義則君） 議員御指摘のとおり、予算計上の段階でもう少し精査しておればこんなにたくさん落とさなくてもよかったんじゃないかなろうかと、かように思っておりますので、今後は十分注意していきたいと思っております。

ただ、先ほど臨時交付金関係だからということで、これはあくまで国費の補助金と一緒にございますので、その点、通常の国庫事業とかわることのない予算計上は、設計額は組ませていただきたいと思っておりますので、その点は御理解願いたいと、かように思っております。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 部長にお尋ねいたします。

教育費全般のICTですかね、この事業費が大幅に減額してあるわけですけど、そして繰越明許の方に含んでありますが、詳しく、このように減額をせざるを得なかった、何ですか、きめ細かな臨時交付金か何か知りませんが、そういうことで遅れたのかどうなのか、説明をお願いします。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 糸瀬議員の御質問にお答えいたします。

当初、7月の臨時議会で予算計上したんですけれども、その時点のですね、県の説明の補助対象と、その後の国会の仕分け作業で、当初の分より補助対象が減りまして、その分と工事をしていくというか、パソコンとか購入していく中で、入札で執行残が出た分を減額しております。

○議長（作元 義文君） 14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 執行残が出た分を減額して、そして今後は繰り越しでまた継続

で、22年度で実施するわけでしょうか。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） パソコン購入まではしているんですけども、工事がちょっと遅れてまして、その分の今工事をするように進めているところであります。内容的には、例えば小学校費で1,300万円落としているんですけども、それは周辺機器とかの予算組み替えによって差額が出た分でございます。

○議長（作元 義文君） いいですか。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） いいでしょう。あした、またゆっくり聞きます。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑ありませんか。7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） 総務部長にお伺いしたいけど、専決処分の中身は別としましてね。もう少し、専決処分の意味というのを考えて。この額があまりにも大きすぎるが。さっきの小川議員からの質問でもわかるように、3月の補正で組んで、また専決処分して、ものすごい額のあれをしとると。この方法というのはどんなふうにお考えですか。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 阿比留議員、御指摘のとおりだと思います。例年よりもかなりの専決の額だと考えております。これにつきましては、3月の補正で御承認いただきました、きめ細かな臨時交付金につきましては、かなり事業費の見積もり等については緊急を要しましたので、その点につきまして、事務的にかなり例年より比べて補正額が大きなものになったと考えております。

それと、特別交付税につきましては、伸び率につきまして、通常どおりの伸び率を考えていませんでした。かなり、対馬市の状況から考えますと厳しいということで、県のほうから言われておりましたので、特別交付税につきましても保留財源としてもっておりました。そういったもろもろの条件が今年度重なったものと思いますので、来年度以降につきましては、専決処分につきましては、より慎重に、3月の補正予算でできるだけ対応して、専決処分の額と事業につきましても、より精査をして専決処分の額につきましては、より慎重にしたいと思っておりますので御理解をお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 7番、阿比留梅仁君。

○議員（7番 阿比留梅仁君） それを聞いて、少し安心しましたけども、一つ一つの項目をもしここで論議していければ、あなたたちの立場というのは大変なことになってくる。専決処分したことに。生じてくるかと思えます。今後はこれをないようにお願いをしときます。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 額は小さいんですけど、57ページ。観光案内板整備工事追加で

すけども、よく観光客からですね、対馬の道ですね、国道、県道から入っていくようなところがよくわからないという指摘があつてるのは本部のほうにも届いてると思うんですが、そういうことについて、アンケートなり、何なりしてらっしゃると思うんですが、案内板の設置の基準というか、どういうところから取り組んでいこうと。また、そういう指摘がないようにどういう工夫をされてるのか、お聞かせください。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 脇本議員さんの御質問にお答えします。

このたびの観光案内板関係につきましては、懸案事項となっております大きい部分で、繰り越しをやっておりました関係が大きいところがございますが、今、観光案内板の設置をどう考えるかという質問なんですけども、各活性化センターとも協議をいたしまして、現に1番困ってあって、問題があるようなところを逐一優先していこうという部の方針で当たっておりますので御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 私も勉強不足で、ちょっとわからないところがあるんですが、観光案内板だけでなくですね、例えば、大きい青い看板。あれは市がすることじゃないですけども、ああいう簡単に言えば、近道じゃないところの方向を指してる表示してる部分もたくさん対馬の中にあると思うんですね。新しい道ができてきて。そこの切りかえてもらうために、市の仕事じゃない部分ですね。そういうところについて、どういう働きかけをされてるのか。もし今されてるようなところがあれば、お聞かせください。今、比田勝のほうに向かう道でも、いろいろな道があると思います。そういうところについて、どう取り組んでらっしゃるか教えてください。

○議長（作元 義文君） 観光物産推進本部長、本石健一郎君。

○観光物産推進本部長（本石健一郎君） 確かに、全島的に見ますと、観光客が快適な旅を役立てるためにということで、今のところ、全島で誘導サイン、今、脇本議員さんがおっしゃいました、ここからこっちは比田勝ですよという部分とか、学習サインが89基で、全島で概数260基というような設置がございますけども、現実的に問題といたしまして、カーナビあたりが通用してきましたけど、新しい県道ができて、比田勝あたりを行く場合、非常に現実問題として、比田勝がないとか、国道、県道の部分についての御指摘だと思うんですけども、誘導案内で。この面につきましても、早急に今ちょうど取りまとめをさせておまして、今後、現実問題で1番現状にそぐわない部分については県へも早目に働きかけていくというようなことで推進をしております。

よろしく申し上げます。

○議長（作元 義文君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会への付託を省略することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。承認第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、平成21年度対馬市一般会計補正予算（第8号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。

昼食のため、暫時休憩します。1時から開会いたします。

午前11時54分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第11. 承認第2号

日程第12. 承認第3号

日程第13. 承認第4号

日程第14. 承認第5号

日程第15. 承認第6号

日程第16. 承認第7号

日程第17. 承認第8号

日程第18. 承認第9号

○議長（作元 義文君） 日程第11、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算（第5号））から日程第18、承認第9号専決処分の承認を求めることについて（平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号））まで

の8件を一括議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括して議題となりました議案のうち、福祉保健部所管の承認第2号から承認第6号までの5件につきまして、続けて説明をさせていただきます。

この承認案件につきましては、国県等の支出金、補助金、交付金等の決定及び事務事業費の確定等に伴いまして、去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告し、承認をお願いするものでございます。

まず、承認第2号、平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算（第5号）から御説明を申し上げます。専決の第2号でございます。

平成21年度対馬市の診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,723万円とするものでございます。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。

第2条の繰越明許費の補正は4ページ及び5ページの第2表繰越明許費補正のとおり繰越明許費を変更するものでございます。地域活性化きめ細かな臨時交付金事業によりまして、診療所の維持補修事業を追加することにより、限度額を変更するものでございます。

歳入でございますが、10ページをお開き願います。

4款繰入金、1項他会計繰入金は一般会計からの繰入金を9万9,000円減額しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款総務費、1項施設管理費は9万9,000円を減額しております。地域活性化きめ細かな臨時交付金事業により、佐須奈診療所及び伊奈診療所の施設修繕料の増額と旅費等の不要額の減額でございます。

続きまして、承認第3号、平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

専決第3号でございます。平成21年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,745万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,071万1,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから5ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるものであり



ます。

歳入について御説明申し上げます。10ページをお開き願います。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税は調定額及び収入見込み額により一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税を6,664万3,000円減額しております。

12ページをお願いします。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は後期高齢者支援金分の増額等で527万3,000円を増額しております。2項国庫補助金は財政調整交付金等3,119万5,000円を増額しております。

4款1項療養給付費交付金は1,553万2,000円を減額しております。

5款1項前期高齢者交付金は92万8,000円を減額しております。

14ページをお願いします。

6款県支出金、1項県負担金は高額医療費共同事業負担金を151万2,000円減額しております。2項県補助金は3,378万4,000円を増額しております。特別調整交付金の増額が主なものでございます。

8款1項共同事業交付金は3,930万1,000円を減額しております。10款繰入金、1項他会計繰入金は一般会計繰入金を3,094万2,000円減額しております。

16ページをお願いします。

12款諸収入、4項雑入は一般被保険者第3者納付金等715万4,000円を増額しております。

歳出でございますが、18ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費は288万円、2項徴税费は109万2,000円、3項運営協議会費10万6,000円は事務費等の不要額をそれぞれ減額しております。

20ページをお願いします。

2款保険給付費、1項療養諸費は一般被保険者療養給付費等5,769万4,000円を減額しております。2項高額療養費は一般被保険者高額療養費等885万3,000円を減額しております。

22ページをお願いします。

4項出産育児諸費は出産育児一時金を75万5,000円減額しております。6款介護納付金、1項介護納付金は101万9,000円を減額しております。

24ページをお願いします。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費の209万6,000円の減額、2項保健事業費の62万2,000円の減額は事務費等の不要額でございます。

26ページをお願いします。

10款1項公債費は一時借入金利子を100万円減額しております。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金は高額療養費特別支給金を95万6,000円減額しております。

28ページ及び29ページに補正予算給与費明細書を添付しております。

続きまして、承認第4号、平成21年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。専決第4号でございます。

平成21年度対馬市の老人保健特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ321万2,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお開き願います。

1款支払基金交付金は医療費交付金を9万4,000円増額しております。

4款繰入金是一般会計繰入金を371万2,000円減額しております。

6款諸収入、3項雑入は第三者納付金及び返納金を186万7,000円増額しております。歳出でございますが、10ページをお願いします。

2款1項医療諸費は医療給付費等155万5,000円を減額しております。

続きまして、承認第5号、平成21年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

専決第5号でございます。

平成21年度対馬市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,213万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億575万8,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正によるとするものであります。

歳入でございますが、8ページをお開き願います。

1款保険料、1項介護保険料は現年度分特別徴収保険料を337万3,000円減額しております。

3款国庫支出金、1項国庫負担金は介護給付費負担金を1,320万8,000円減額しており

ます。

2項国庫補助金は調整交付金を2,981万1,000円増額しております。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金は介護給付費交付金等251万5,000円を減額しております。

5款県支出金、1項県負担金は介護給付費負担金を50万5,000円増額しております。

10ページをお願いします。

7款繰入金、1項他会計繰入金は一般会計からの繰入金を690万4,000円減額しております。

2項基金繰入金は介護給付費準備基金繰入金を2,643万5,000円減額しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費は106万4,000円、3項介護認定審査会費は180万8,000円、5項計画策定委員会費は29万3,000円をそれぞれ事務費等の不要額を減額しております。

14ページをお願いします。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費は介護サービス給付費等1,340万円を減額しております。

2項介護予防サービス等諸費は介護予防サービス給付費等700万円を減額しております。

4項高額介護サービス等費は高額介護サービス費等690万円を減額しております。6項特定入所者介護サービス等費は258万9,000円を減額しております。

16ページをお願いします。

4款基金積立金、1項基金積立金は介護給付費準備基金積立金を1,091万7,000円増額しております。

18ページ及び19ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

続きまして、承認第6号、平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

専決第6号でございます。

平成21年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,697万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億820万4,000円とするものであります。

第2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ及び3ページの第1表歳入歳出予算補正によるものとしてあります。

第2条の繰越明許費の補正は4ページ及び5ページの第2表繰越明許費補正のとおり繰越明許費を変更するものであります。特養浅茅の丘の空調設備修繕事業及びスプリンクラー設備事業の繰越限度額を変更するものでございます。

歳入でございますが、10ページをお開き願います。

3款繰入金、1項他会計繰入金は一般会計繰入金を1,697万円減額しております。

歳出でございますが、12ページをお願いします。

1款民生費、1項社会福祉費は1,697万円を減額しております。特養浅茅の丘及び日吉の里に係る施設の改修工事費等の執行残と不要額を減額しております。

以上、承認第2号から承認第6号までの5件につきまして、説明をさせていただきました。御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） 豊玉地域活性化センター部長、中村敏明君。

○豊玉地域活性化センター部長（中村 敏明君） ただいま一括議題となりました議案のうち、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由及びその内容について御説明申し上げます。

本案は、平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）を去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、御承認をお願いするものでございます。

今回の補正は離島航路補助金交付要綱の一部改正に伴い、離島航路構造改革補助金の交付及び事業費確定に伴う財源調整が主なものでございます。

1ページをお願いいたします。

平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,690万5,000円と定めるものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正によるものとなります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお開き願います。

1款事業収入、1項事業収入は一般旅客及び貸し切り利用の減に伴う46万7,000円の減額でございます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金は赤字航路事業補助金追加及び離島航路構造改革補助金の交付で492万4,000円の増額でございます。

3款県支出金、1項県補助金は赤字航路事業補助金69万9,000円の減額でございます。

4款繰入金、1項他会計繰入金の396万3,000円の減額は一般会計繰入金でございます。次に、歳出について御説明申し上げます。

10ページをお願いします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は財源内訳の変更でございます。

2款施設費、1項施設費、1目施設管理費は11節需要費の燃料費20万円の減額と財源内訳の変更でございます。

以上、提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 上県地域活性化センター部長、武田延幸君。

○上県地域活性化センター部長（武田 延幸君） ただいま一括して議題となりました承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、提案理由とその内容を御説明申し上げます。

本案は、平成21年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）を去る3月31日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりまして御報告し、御承認を求めますのでございます。

今回の補正は、事業費の確定による減額等が主なものでございます。

1ページをお開き願います。

平成21年度対馬市の風力発電事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ81万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,564万8,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページから3ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるとするものでございます。

補正予算の内容につきまして、主なものについて御説明申し上げます。

まず歳入でございますが、8ページをお開き願います。

1款売電事業収益、1目売電収益231万3,000円の減額は売電事業収益の減に伴う減額でございます。

次に、3款繰入金、1目基金繰入金150万円の増額は売電事業収益の減額相当分を財政調整基金から繰り入れるものでございます。

次に、歳出でございますが、10ページをお開き願います。

1款電気事業費、1目一般管理費81万2,000円の減額は事業費の確定によりまして、報酬、賃金、役務費、委託料等の不要額を減額するものでございます。

12ページから13ページにかけて、補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括議題となっております承認第9号、専決処分の承認を求めるところについて、提案理由とその内容について御説明申し上げます。

専決第9号、平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算を平成22年3月31日付をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めようとするものでございます。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ791万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,844万4,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ、3ページの第1表歳入歳出予算補正によります。第2条地方債の補正、地方債の変更は4ページの第2表地方債補正によります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入でございますが、6ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金は140万円の減額補正で1,268万5,000円となります。1項負担金も同額で補正の内訳は8ページから9ページの消火栓設置事業負担金の減額であります。

3款国庫支出金は150万円の減額補正で1億750万円となります。1項国庫補助金も同額で補正の内訳は8ページから9ページの簡易水道改良事業の減額によります。

6款繰入金は355万5,000円の減額補正で2億4,908万7,000円となります。1項他会計繰入金も同額で補正の内訳は8ページから9ページの建設費及び簡易水道法適化対策費の減額によります。

7款繰越金は3万7,000円の増額補正で1,435万5,000円となります。1項繰越金も同額で補正の内訳は前年度繰越金の追加によります。

9款市債は150万円の減額補正で3億1,530万円となります。1項市債も同額で補正の内訳は簡易水道事業債の減額によります。

次に、歳出について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

1款簡易水道費は791万8,000円の減額補正で5億8,796万6,000円となります。

1項水道管理費は144万1,000円の増額補正で2億9,232万8,000円となります。補正の内訳は10ページから11ページの25節積立金の財政調整基金積立金の追加及び13節委託料の資産評価資産台帳作成委託料の減額が主なものであります。2項水道建設費は935万9,000円の減額補正で2億9,563万8,000円となります。補正の内訳は10から11ページの15節工事請負費及び13節委託料の減額が主なものであります。

以上で提案理由の御説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第2号から承認第9号までの8件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会への付託を省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。承認第2号から承認第9号までの8件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから8件について、各案ごとに討論、採決を行います。

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度対馬市診療所特別会計補正予算（第5号）について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第3号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度対馬市老人保健特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第5号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第4号）について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第6号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第5号）について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第7号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。



承認第8号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度対馬市風力発電事業特別会計補正予算（第2号）について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第9号、専決処分の承認を求めることについて、平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

#### 日程第19. 承認第10号

#### 日程第21. 承認第12号

○議長（作元 義文君） 日程第19、承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、対馬市税条例の一部を改正する条例及び日程第21、承認第12号、専決処分の承認を求めることについて、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の2件を一括議題とします。

各案について、提案理由の説明を求めます。市民生活部長、近藤義則君。

○市民生活部長（近藤 義則君） ただいま一括議題となりました承認第10号及び承認第12号専決処分の承認を求めることについて、提案理由及びその概要について御説明申し上げます。

まず、承認第10号、対馬市税条例の一部を改正する条例についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律案が平成22年2月9日に国会に提案され、衆議院、参議院の議決を得まして、3月31日に平成22年法律第4号をもって公布され、4月1日から施行されたところでございます。この地方税法及び同施行令の改正にあわせて、対馬市税条例につきましても関係条文の改正を行うものであります。

なお、本条例の改正は賦課期日等の関係上、地方税法及び同施行令の公布に合わせ、3月31日に地方自治法第179条第1項の規定に基づきまして、専決処分により、対馬市税条例の

一部を改正させていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、その承認をお願いするものであります。

今回、改正いたします平成22年度の地方税法につきましては、支え合う社会を実現するとともに、経済、社会の構造変化に対応し、国民が信頼できる税制を構築する観点からの税制全般にわたる改革の一環として、個人住民税における扶養控除の見直し、自動車取得税及び軽油引取税の特別措置の見直し、地方たばこ税の税率引き上げを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を実施するために、地方税法の改正が行われたものであります。

対馬市税条例の改正内容は、議案書の対馬市税条例の一部を改正する条例のとおりでございますが、主な改正の内容について御説明申し上げます。

まず、個人住民税に係るものでございますが、地方税法におきまして、子ども手当の対象の年少扶養控除分の廃止等の見直しに伴い、住民税の非課税限度額制度等に活用するため、扶養親族に関する事項を把握できるよう、所要の措置が講じられましたので、市税条例もあわせて改正するものでございます。具体的には、給与支払い報告書及び公的年金支払い報告書について、その記載事項及び様式の見直しを行うなど、必要な改正を行ったものでございます。

次に、市たばこ税でございますが、10月1日からたばこ税の税率が引き上げられたことによる改正でございます。内容は、旧三級品以外の製造たばこでは1,000本につき1,320円引き上げの4,618円に、旧三級品の製造たばこで1,000本につき626円の引き上げの2,190円に改正するものであります。

以上、2点を主な改正点として、その他の改正につきましては、地方税法等の改正に伴い、引用条項等の調整を行ったものでございます。

なお、附則第1条で施行期日、第2条、第3条及び第4条で経過措置を規定いたしております。

続きまして、承認第12号、対馬市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例につきましても、地方税法及び同施行令の改正に合わせ所要の改正を行うものと平成22年度の国民健康保険税算出の基礎となります所得及び固定資産税が確定したことに伴いまして、国民健康保険税の税率を改正するものでございます。

なお、対馬市におきましては国民健康保険税の本算定を6月1日といたしております。本条例につきましても、同日から施行する必要がございますので、平成22年5月31日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、その承認をお願いするものでございます。また、この税率決定に当たりましては、5月26日に開催されました対馬市国民健康保険運営協議会に諮問を行い、提出議案のとおり決定することで答申をいただいております。

次に、改正の内容について御説明申し上げます。

まず、地方税法の改正に伴い、国民健康保険の被保険者が倒産や解雇等の理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合等において、在職中の保険料負担と比較して、過重とならないよう算定し、賦課する特例措置を指定いたしております。また、地方税法施行令の改正にあわせて基礎課税額に係る課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援等課税限度額を12万円から13万円に引き上げるものでございます。

次に、国民健康保険税の税率でございますが、今年度の保険税の収入見込み額を12億5,918万円とし、これをもとにそれぞれの割合により算出するものでありますが、現下の経済状況をかんがみ、基礎課税分及び後期高齢者支援金等分ともに前年度より低い税率、税額を設定いたしております。

なお、附則第1項で施行期日、第2項で適用区分を規定いたしております。

以上、簡単ではございますが、承認第10号及び承認第12号についての提案理由及び概要の説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定たまわりますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 先ほど説明がありました各案に対する一括質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。承認第10号及び承認第12号の2件は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会への付託を省略することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。承認第10号及び承認第12号の2件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから2件について、各案ごとに討論、採決を行います。

承認第10号、専決処分の承認を求めることについて、対馬市税条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。

承認第12号、専決処分の承認を求めることについて、対馬市国民健康保険税条例の一部を改

正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に、採決を行います。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### 日程第20. 承認第11号

○議長（作元 義文君） 日程第20、承認第11号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました承認第11号、専決処分の承認を求めることについて、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

本案は、平成22年度対馬市一般会計補正予算（第1号）を去る4月8日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正は、長崎県から事業採択がありました緊急地域雇用創出事業について増額するものであります。

1ページをお願いいたします。

平成22年度対馬市一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,302万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ277億6,702万2,000円とするものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の総額は2ページから3ページにかけましての第1表歳入歳出予算補正によるものとなります。

次に、歳入歳出補正予算の内容について御説明いたします。

6ページをお願いいたします。

まず、歳入であります。15款県支出金、2項県補助金を緊急地域雇用創出事業交付金1,302万2,000円増額いたしております。

歳出につきましては、4款衛生費、2項清掃費で、EM普及活動推進事業委託料1,302万

2,000円増額いたしております。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。16番、大浦孝司君。

○議員（16番 大浦 孝司君） 7ページの歳出のEM菌の普及の委託料について、もう少し内容を細かく聞きたいんですが、それと4月の段階で即この事業に取り組まなければならない、6月までの補正に待てない理由と、この2つについてですね、ちょっともう少し詳細聞きたいんですが。

○議長（作元 義文君） 市民生活部長、近藤義則君。

○市民生活部長（近藤 義則君） 大浦議員の質問にお答えしたいと思います。

市といたしましては、市役所及び各地域活性化センター等に8基のEM活性液培養装置を平成21年度導入いたしまして、培養した活性液を無料で配付いたしております。生ごみの循環型モデル事業団体を中心に、この活性液を活用し、生ごみの堆肥化や河川等の浄化などの環境保全及び改善を図る取り組みを始めているところであります。

今回の補正予算は緊急雇用創出事業臨時特例基金事業によるものであり、失業者に対する短期の雇用、就業機会の創出、提供する事業であって、環境に係る重点分野事業を活用するものであります。事業内容といたしましては、EM活性液培養装置をモデル団体及びインストラクター等と共同し、さらなる有効活用するために、各地域活性化センターごとにEM活性液の普及活動推進員を6名雇用し、生ごみの堆肥化をはじめとする、ごみの減量化や河川等の浄化に取り組む団体等の自主的活動の支援及び地域への啓発、普及促進やEM活性液活用による効果的な検証等を委託するものであります。

なお、補助率につきましては100%の補助となっております。

6月の補正までなぜ待てなかったのかということについては、緊急雇用創出事業臨時特例交付金の実施要綱の改正によりまして、重点分野事業の中に環境に対するものが規定されたことにより10カ月の補助対象期間ができるということで、早急に補正を専決させていただきまして、10カ月間雇用するためには5月ごろから応募したりしなければいけませんでしたので、6月議会を待たなくて、雇用創出のために専決処分をさせていただきました。

以上のおりでございます。

○議長（作元 義文君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会への付託を省略するこ

とにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は委員会付託を省略することに決定しました。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

承認第11号、専決処分の承認を求めることについて、平成22年度対馬市一般会計補正予算  
(第1号)について、採決をします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本案は原案のとおり承認することに決定しました。  
暫時休憩します。2時10分から開会します。

午後1時55分休憩

.....

午後2時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

日程第22. 報告第1号

日程第23. 報告第2号

日程第24. 報告第3号

日程第25. 報告第4号

日程第26. 報告第5号

○議長（作元 義文君） 日程第22、報告第1号、平成21年度対馬市一般会計繰越明許費繰越  
計算書についてから日程第26、報告第5号、平成21年度対馬市水道事業会計繰越計算書につ  
いてまでの5件を一括議題とします。

各案について報告を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま一括議題となりました報告第1号、平成21年度対馬市一  
般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別  
紙のとおり報告するものであります。

本案は、平成21年度中に一般会計予算で繰越明許費の議決をいただきました87件の事業につ  
きまして、別紙平成21年度対馬市一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、翌年度に繰り越  
すものであります。

なお、翌年度繰越額につきましては、さきに議決をいただきました範囲内で繰り越しをいたし

ております。

簡単ではございますが、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま一括議題となりました報告第2号及び報告第3号について御説明申し上げます。

まず、報告第2号、平成21年度対馬市診療所特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成21年度対馬市診療所特別会計繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものでございます。診療所維持補修事業でありまして、繰越額につきましては限度額と同額の183万2,000円を繰り越しております。

続きまして、報告第3号、平成21年度対馬市特別養護老人ホーム特別会計繰越明許費繰越計算書についてでございますが、平成21年度対馬市の特別養護老人ホーム特別会計の繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

特養ひとつばたご舗装整備事業外3事業に係る事業でありまして、繰越額につきましては限度額の範囲内で繰り越しをいたしております。

以上、簡単でございますが説明を終わります。御審議の上、御決定いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（作元 義文君） 水道局長、阿比留誠君。

○水道局長（阿比留 誠君） 一括して議題となりました議題のうち報告第4号と報告第5号はいずれも水道局所管でございますので、続けて御説明いたします。

まず、報告第4号から御説明いたします。

平成21年度対馬市簡易水道事業特別会計繰越明許費は別紙のとおり翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。繰り越しました事業は1款簡易水道費、2項水道建設費の東地区地下水ポンプ改修工事で300万円でございます。繰り越し理由は、平成21年度、国の第2次補正予算で創設された地域活性化きめ細かな臨時交付金事業に係るもので、3月8日招集の第1回定例会の補正予算において承認され、予算措置後の事業着手となり、工事に必要な標準工期の確保ができず年度内完成ができなくなりましたので、翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、報告第5号、平成21年度対馬市水道事業会計繰越計算書について御説明いたします。

平成21年度対馬市水道事業会計の建設改良費を翌年度へ繰り越しましたので、地方公営企業

法第26条第3項の規定により、議会に報告するものであります。繰り越しました事業は1款資本的支出、1項建設改良費、2目施設整備費の砥石渕浄水場保管倉庫築造工事で1,720万円でございます。繰り越し理由でございますが、平成21年度国の第2次補正予算で創設された地域活性化きめ細かな臨時交付金により実施する事業で3月8日招集の第1回定例会の補正予算において承認され、予算措置後の事業着手となり、工事に必要な標準工期の確保ができず、年度内完成ができなくなりましたので、翌年度へ繰り越すものでございます。

以上、簡単でございますが、報告第4号、報告第5号について説明を終わります。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） 以上で報告が終わりました。

これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありますか。17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） 1点だけ、教育委員会、部長のほうにでも答弁していただければと思いますが。

今、繰越明許の明細書見まして、特にこの教育費の小学校費、中学校費、幼稚園費、それぞれ維持補修工事、事業等が、かなり金額が繰り越されておりますが、この中で例えば、長期間工期が、例えば夏休み中でなければ、学校の休みのときでなければできない事業等がこの中に含まれてるのかどうか。

そして、本日いただきました入札結果一覧表を見ますと、私、前回の産業建設常任委員会の所管事務調査の中で指摘をしておりました、久田小学校の改修工事につきましては、これ多分、昨年7月の臨時会の補正で組まれたものがそのままになってると思います。そして、この5月25日に入札執行がされておりますが、これはこれでよしとして、ほかにそういうものが残ってはいないのかどうか。その点、確認をしておきたいと思います。特に、長期休み中でなければ、工事に取りかかれない事業がこの中に含まれていないのかどうか。久田小学校以外にですね。それ確認しときます。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 小川議員の質問にお答えいたします。

小学校、中学校、幼稚園の維持補修事業については、夏休みまでをめでに終了する予定としております。

ほかにはということにつきましては、私が把握してる範囲では、現在のところないのかなと思っております。

○議長（作元 義文君） 17番、小川廣康君。

○議員（17番 小川 廣康君） ほかにないということであれば、それでよしとしなければいけないわけですが、先ほど言いましたように、この久田小学校の件につきましては、昨年の7月臨



時議会のときに、議会で承認を得、その工事の内容からすると、夏休み中でしか工事ができないということが、この5月24日に入札が執行されておりますので、やはり、今後については、軽微な補修はいいんですが、やはり、その長期間要する学校施設の補修についてはですね、今後十分に、多分建設部のほうに委託されるんでしょうから。早目にしておいていただきたいと。約1年間、去年の7月から補正、臨時会で、臨時会で議決されて、工事は夏休み中になるわけですから、そのあたりは十分に、これ金額は少ないにしても、この予算の、やっぱし今限られた予算ですので、やはり有効に、私は執行していただきたいなということを強く要望しておきますので、よろしくをお願いします。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑ありませんか。14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 総務部長、この87件の中に、もう既に済んだやつもあろうかと思えますけど、どれくらい済んでおりますか。

○議長（作元 義文君） 総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） 87件の事業につきましては、私もどの事業が完成してるか完成してないかというのを把握はしてませんが、あすの一般質問の中で取りまとめた事業等がありますけども、現在のところ、私は、完成したものについては把握をしておりません。済みません。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） なければ、これで質疑を終わります。

以上で報告第1号から第5号までを終わります。

---

## 日程第27. 議案第64号

○議長（作元 義文君） 日程第27、議案第64号、平成22年度対馬市一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま議題となりました議案第64号、平成22年度対馬市一般会計補正予算（第2号）について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

今回の補正は国の内示額等変更による漁港整備事業費の減額並びに道路改良事業費の増額、さらに、緊急地域雇用創出事業交付金事業等の追加などが主なものであります。

1ページをお願いいたします。

平成22年度対馬市一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによることを規定し、第1条第1項歳入歳出予算の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278億8,752万2,000円とするもの

であります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページにかけての第1表歳入歳出予算補正によるとするものであります。

第2条地方債の補正は、地方債の変更を6ページから7ページにかけての第2表地方債補正によることを定め、地方債の限度額を23億6,690万円といたしております。

次に、歳入歳出補正予算の内容について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入であります、12ページをお願いいたします。

10款地方交付税、1項地方交付税は普通交付税を7,508万1,000円増額しております。

12款分担金及び負担金1項分担金は漁港整備事業分担金を34万8,000円減額しております。

14款国庫支出金、2項国庫補助金は9,715万円増額いたしております。漁港整備事業補助金の減額と道路改良事業補助金の増額が主なものであります。

15款県支出金、2項県補助金は緊急地域雇用創出事業交付金、地域介護・福祉空間整備等補助金等が主なものであります。

14ページをお願いいたします。

県支出金で7,194万9,000円を増額いたしております。

20款諸収入、5項雑入は、長寿社会づくりソフト事業交付金など、396万8,000円を増額しております。

21款市債、1項市債は漁港整備事業債、道路改良事業債等を1億2,730万円減額いたしております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

16ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費は5目財産管理費の庁舎清掃管理委託料の減額、7目企画費の総合計画策定経費、8目市民協働推進費の、仮称ではありますが、市民基本条例検討委員会経費等688万5,000円を増額しております。

18ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費は3,395万円を増額しております。国民健康保険特別会計繰出金の追加、地域介護・福祉空間整備等補助金の増額が主なものであります。

2項児童福祉費は保育所維持補修工事費84万円を増額、3項生活保護費は就労支援強化事業として、嘱託職員の雇用経費157万1,000円を増額しております。

20ページをお願いします。

4款衛生費、1項保健衛生費は緊急地域雇用創出事業の市民健診受診率向上対策事業として、臨時雇用賃金など712万4,000円を増額しております。

2項清掃費は事務費の組みかえ、並びに維持補修工事費で15万2,000円増額しております。

22ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項農業費は179万円を増額しております。県農村整備事業負担金の追加が主なものであります。2項林業費は条件不利森林公的整備事業委託料、有害鳥獣駆除事業補助金など、929万5,000円を増額しております。3項水産業費は県補助金返還金、藻場調査等委託料のほか、24ページをお願いします。

漁港整備事業等の減により、856万5,000円を減額しております。

26ページをお願いいたします。

7款商工費、1項商工費は2,798万6,000円を増額しております。緊急地域雇用創出事業のトレッキングコース整備開発事業委託料やネコ適正飼養推進プロジェクト委託料等が主なものであります。

8款土木費、1項土木管理費は普通旅費を29万5,000円増額、2項道路橋りょう費は緊急地域雇用創出事業の道路環境整備事業として、立木伐採委託料の追加。

28ページをお願いいたします。

市道改良事業の追加等により3,613万6,000円増額、5項都市計画費はまちづくり交付金工事等291万8,000円を増額しております。

30ページをお願いいたします。

6項住宅費は修繕料の追加等22万7,000円を増額しております。

10款教育費、2項小学校費は用地購入費17万5,000円を増額。3項中学校費は通学バス運行委託料の追加等により、113万2,000円増額。4項幼稚園費は嘱託職員の雇用予定を臨時雇用に変更したことにより、149万1,000円減額しております。6項保健体育費は学校給食研究会補助金8万円を補正しております。

34ページから37ページにかけて、補正予算給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

以上、簡単ではございますが提案理由の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） 1点お尋ねいたします。7款商工費のですね、この観光費の関連で一つお尋ねをいたします。

各地域で、これからイベント関係もあるわけですが、実はきのうですね、上県町の湊であじさい祭りがございまして、そこに行かせていただいたんですが、そのときに祭り関係者の方とお話をさせていただいたんですが、そのときに、せっかく祭りがあるのに、子どもたちが参加ができないんだってお話をされたんですよ。そして、何ですかってお話をしたら、ちょうどそのときに、学校行事が重なるとるんだと。だから、困っておるんだという話をされたんですが、この問題については教育部長のほうでよろしゅうございますかね。答弁のほうは。そういうことですね、やはり、子どもはその地域の宝でございますから、そういう祭りを通じてですね、郷土愛もできるわけでございますので、その辺の調整をですね、できるものならばやっていただきたいと思うんですが、その辺どうでございますでしょうか。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 小宮議員の御質問にお答えいたします。

私もですね、きのう行って聞いたのと、その前にですね、区長会議の折でしたが、実は今年、こんなふうになってるんだよということで、ある地区の区長さんから聞いたんですけども、恥ずかしい話ながら、申しわけありませんが、私がそれまで、それが重なってるということをおぼろげにわかって、早速、事務所に持ち帰って話をしてですね、来年度以降については何とかしてそれを生かしていきたいなと思っております。

○議長（作元 義文君） 10番、小宮教義君。

○議員（10番 小宮 教義君） この祭りはですね、そういう状態がもう4年も続いているそうですよ。これを機会にですね、またほかの祭りの兼ね合いもあるでしょうし、イベントをすれば、何か皆さんが集まってですね、日程調整をします。その中でも教育委員会のほうも入っていただいてという形で、何とかスムーズにですね、イベントが流れるように、ぜひお願いしたいと思います。以上です。

○議長（作元 義文君） いいですか。

○議員（10番 小宮 教義君） はい。

○議長（作元 義文君） ほかに。12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） 2点、お尋ねをいたします。

まず、教育委員会にお尋ねをいたしたいと思います。

対馬市が平成16年の3月に合併したときに、学校給食の運営体系は3つの運営体系があったわけですが、この21年度から給食会へ一本化されたわけですが、その後、各町ごとの給食で就業している方々の就業規則というのがまだそのままだと思うんですが、そのようなことを見直すようなことは考えていらっしゃいませんか。まず1点をお尋ねをいたします。

2点目は、福祉部長にお尋ねをいたしたいと思います。これはもう直接、補正予算には関係あ

りませんが、私はある人から教えていただいたというか、あるいは話をお聞きしたわけですが、身体障害者の方の中に相談員というのがいらっしゃるそうです。各町ごとに1名いらっしゃるのか、2名いらっしゃるのか、よくわかりませんが、そういう人がどのような方法で選出をなされているのか。そして、どなたが、例えば市長が委嘱をして相談員としてなっておられるのか、どうなのか、それをお尋ねしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） お答えいたします。

学校給食施設につきましては、これまでそれぞれの旧町単位で給食会が設置されていたのでございますけれども、5月の初めから、それぞれの給食施設を訪問して説明をし、来年度に向けて、統一する方向で、それぞれ説明会に入っております。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 身体障害者相談員の件でございますが、今、対馬市に10名身体障害者相談員がいらっしゃいます。どういう人を選ぶのかということでございますが、一応、身体障害者協会ですかね。そちらのほうとか、社協のほうにお願いをいたしまして、人選をしていただいております。委嘱は市長名でしてると思っています。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） まず、教育委員会にお尋ねをいたします。

現在説明をしてるところで、来年度から就業規則を同一にすることによろしいんですか。同一に見直しを進めているということで、先ほど部長の答弁はそのような気がしました。やはりですね、遅くに給食会へ移行した巖原とか美津島というのは、かなり以前から給食会、あるいは直営方式でやってたところに比べますと、就業規則なんかはかなり開きがあるようです。ぜひ、そのあたりはですね、見直しをしてほしいと思っております。

再度、福祉部長にもお尋ねをしたいと思います。

私が聞いた話の中では、そういうような相談員を選出するのは、どこが推薦してというか、市長が委嘱をされるということで、それはそれで、市長がするのが当然だと思います。それで私が相談を持ちかけられたのはですね、年に1回なり、何なり、県内で研修会、相談員の研修会があるそうです。対馬市の場合は、ここ二、三年予算を組んでももらえなくて、研修会に行けないと。中には、自費で研修会へ行ってる人も、私が聞いた限りでは10名の中に2名の方がいらっしゃるということですが、果たしてそういうような公の市長が例えば委嘱をされるのに、自費で行かなきゃ研修会に行けないんでしょうか。その辺、部長なり市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（作元 義文君） 福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） 議員さんが言われるように、今のところ市の旅費としては、出席していただいております。

これまで、そういう取り扱いをしてきておまして、県内の各市の状況といたしましては、全額市が負担しているところが1市です。それから一部を補助しているというのが6市町ありまして、それ以外の市町では市は補てんをしていないという状況です。

参考までに同じ離島であります壱岐市につきましては1名、旅費を出しておると。それから五島市につきましては、身障者協会のほうに補助金を出しているわけですが、それに上乗せをして出しているという状況でございます。また、対馬市を入れまして14市町の中で、5市町だけは地元の市で研修会を行っているというところもございます。ですから、まあ、研修もある程度必要だと思いますし、県の研修会の出席もあわせて、対馬市内で市で研修会ができないかということも含めまして、一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 施設については一本化する方向で就業規則をつくろうとしてますし、関係者で協議しながら施設には説明をしていっております。

○議長（作元 義文君） 12番、三山幸男君。

○議員（12番 三山 幸男君） もうこれが最後の質問になりますので、梅野新教育長も誕生したことですし、課題というのは、やはり見直す時期が来れば時期早々にやって欲しいと、これを期にぜひ統一を図った就業規則を制定してほしいとお願いをしておきます。

ちょっと先ほどの身障者の相談員ですが、例えば壱岐市は1人分、五島市は上乗せで旅費を負担している。同じ離島であってもよその市というのはそういう何らかの形で全員とはいかなくても出しているのが事実です。やはり対馬市が出さないというのは、やはり相談員の方々が、本当に自費でも出してまで行こうという気持ちに市は応えるべきだと私は思ってます。さっき部長がちょっと言いましたけども、長崎県内のほかの市町であれば、例えば長崎市で研修会があっても、大村であっていても、車で行けば1時間か1時間半もあれば行けるわけで、たいした旅費の金額にはなりませんけども、離島から行くということになれば、やはりかなりの金額に達すると思います。できることなら、対馬市でもそういう研修会を開いていただいて、10人の相談員がほかの身障者の方々から相談を受けても「何でもおれに聞いてくれ」というような、そういうような体制づくりをぜひしてほしいと思います。

市長、その辺答弁をお願いします。

○議長（作元 義文君） 市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） 委嘱状を交付しているケースは、正直言いまして、数あまたあります。

その中で、今三山議員がおっしゃられるように、それを解消していくため、今の問題を解消していくためには、対馬島内において、そのような講習会を向こうからきていただくというのが、最も10名の皆さんにとって平等なことかと思っておりますので、そういう方向で検討を進めていきたいと思っております。

○議長（作元 義文君） はい、ほかに。1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 31ページ、幼稚園費のところなんですけど、嘱託職員から臨時職員のほうに採用が変わったということですが、これ、去年も、小川議員からの指摘もいろいろあったと思うんですが、昨年、一重のへき地保育所ですね、福祉のほうになると思うんですが、正職員を1名にして、臨時職員を採用、採用っていうかほかのところから移したというケースで、保護者のほうから不安が訴えられてたと思うんですね。それと同じようなケースになってるんじゃないかと思っております。

今、財政も厳しい折、なかなか採用っていうのは難しいと思っております。実際、親御さんが、幼稚園の先生の親御さんたちが病気で死期を迎えようとしているときに当たっても、お亡くなりになってからしか休みが取れないという状況があつてるということを伺っています。その中で、少ない人数の中でやっていこうとするのであれば、少なくとも資格を持った嘱託職員ですかね、臨時職員っていうと資格はない方のことだと思っておりますよ。少なくともその手当はしていただけなかったのかということをお伺いしたいと思っております。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） この件につきましては、嘱託職員を募集したんですけれども応募がなく、補助員という形で対応しております。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） はい、わかりました。そういう状況に陥っているのは、いろいろ環境もあると思っております。代替りの資格を持った方を探してきて、それから休みを取るしか、休みが取れないという状況が、幼稚園の先生方もあるというふうにお伺いしています。そういう状況に陥っているのは、やはり嘱託職員でも1年間の契約しかないということで、なかなか若い、高校卒業してそれからそういう資格を取ろうという方もなかなか対馬に帰ってくる状況ができてないというところから、代替りの方を探すのが難しいという状況があると思っております。

財政厳しい折だと思っておりますが、何年かに一度は新しいそういう幼稚園の教諭、それから保育士を補っていかないと、あまりにも今の先生方の年齢層が高くなり過ぎているというところもあると思っておりますので、御検討をお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） いいですか。答弁要ります。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 答弁あれば。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 脇本議員がおっしゃるとおりですね、その方向で今協議をしているところでございます。

○議長（作元 義文君） 13番、初村久藏君。

○議員（13番 初村 久藏君） 1点だけお尋ねをいたします。

13ページですね。13ページのこれは総務部長になるのかね、県補助金のうち、緊急地域雇用創出事業交付金といいますか。3,800万ぐらい歳入でありますけれど、これをちょっと私、これ歳出のほうで、事業って言うかそういうような雇用の確保の事業だと思えますけど、どういふふうな使われ方をしているもんか、ちょっと歳出のほうでちょっとはつきり出てきてないもんですから、わかったら明細が、わかったらちょっと教えてもらいたいと思います。

○議長（作元 義文君） 地域再生推進本部長、永尾榮啓君。

○地域再生推進本部長（永尾 榮啓君） 今回補正をさせていただいてます、緊急地域雇用創出事業でございますけど、事業内容詳しくはそれぞれの部長さんからお聞きしたらいいのかなということで、各部長さんと事業名と金額申し上げますので、そちらのほうから詳しい内容が必要であれば回答させますので、よろしくをお願いします。

まず1点ですが、上県地域活性化センターで、ツシマヤマネコ生息再生事業、これは7款の1項3目ということになります。県費は1,119万5,000円となります。2つ目が健康保健課、予算科目は4款の1項2目になりますけど、市民健診受診率向上対策事業、補助金は594万5,000円でございます。3点目は管理課の予算区分でございますが、8款2項の2目道路環境整備事業でございます、補助金は542万4,000円となります。4点目は、観光物産推進本部の7款1項3目のトレッキングコース整備開発事業、予算額、県費は737万7,000円となります。5点目は、福祉課になりますが、予算科目は3款1項1目の自殺予防対策事業、県費は155万9,000円となります。6点目は環境政策課になります。上県の地域支援課とタイアップしてあるかもわかりませんが、予算区分は7款1項3目のネコ適正飼養推進プロジェクト事業、県費が703万5,000円で、合計の3,853万5,000円となります。

以上でございます。

○議長（作元 義文君） 13番、初村久藏君。

○議員（13番 初村 久藏君） なかなかいろいろありますので、ちょっと、読み上げただけではちょっとわかりにくいんですけど、資料が提出できればもらいたいと思えますけど、いいですか。

○議長（作元 義文君） 各項目ごとに出せますか。今言われたやつ。それ、それを出せばいい。地域再生推進本部長、永尾榮啓君。



○地域再生推進本部長（永尾 榮啓君） 後ほどコピーをして提出させていただきます。

○議長（作元 義文君） いいですか。13番、初村久藏君。

○議員（13番 初村 久藏君） それで、雇用人数は大体どのくらいになっているですか、全体でみて何か月ぐらいでどのくらいか。

○議長（作元 義文君） 一緒につけてだしてもらおうか。あの、人数も一緒につけて後で配ってください。

○地域再生推進本部長（永尾 榮啓君） わかりました。

○議長（作元 義文君） ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただ今議題となっております議案第64号は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号はお手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第28. 議案第65号

○議長（作元 義文君） 日程第28、議案第65号、平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。福祉保健部長、扇照幸君。

○福祉保健部長（扇 照幸君） ただいま議題となりました議案第65号、平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、企業のリストラなどで職を失い国保に加入してきた人が、在職中と同程度の保険料負担水準で済むよう、国保税を軽減する非自発的失業者の国保税軽減策などを盛り込んだ地方税法等改正案が成立したことによりまして、制度改正に伴います国保電算システムの改修費及び職員時間外勤務手当の増額でございます。

1ページをお開き願います。平成22年度対馬市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによることを規定し、歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億6,633万1,000円とするものでございます。第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は2ページ及び3ページの第1表歳

入歳出予算補正によるものでもあります。

歳入について御説明申し上げます。8ページをお開き願います。

6款県支出金2項県補助金は特別調整交付金を225万円増額しております。国保システム改修費及び収納率向上のための時間外勤務手当に対する補助金でございます。10款繰入金1項他会計繰入金は一般会計繰入金を95万円増額しております。職員給与費等繰入金で国保システム改修業務に対する繰入金でございます。

歳出でございますが、10ページをお願いします。

1款総務費1項総務管理費は国保システム改修業務委託料を190万円増額しております。

2項徴税費は時間外勤務手当を130万円計上しております。

12ページ及び13ページに補正予算給与費明細書を添付いたしております。

以上でございます。御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第65号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第65号、平成22年度対馬市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。3時10分から行います。

午後2時58分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（作元 義文君） 再開します。

.....

日程第29. 議案第66号

日程第30. 議案第67号

日程第31. 議案第68号

○議長（作元 義文君） 日程第29、議案第66号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例から日程第31、議案第68号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例までの3件を一括議題とします。

各案について提案理由の説明を求めます。総務部長、平山秀樹君。

○総務部長（平山 秀樹君） ただいま一括議題となりました議案のうち、議案第66号及び議案第67号の2議案について、続けて御説明申し上げます。

まず、議案第66号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、その提案理由と内容を御説明申し上げます。

この条例の改正につきまして、育児休業法の改正が平成22年6月30日に施行されるに当たり、本市の条例についても所要の改正を行うものであります。

主な改正点でございますが、第10条第1項並びに第2項で早出、遅出勤務の取得要件が拡大され、既に配偶者が早出、遅出勤務を行っている職員も取得可能となっております。

第10条の2に新たに第2項として、3歳に満たない子のある職員に対する深夜勤務及び時間外勤務を制限する規定が加わりました。附則で条例の施行日を育児休業法の施行日にあわせ、平成22年6月30日と定めております。

続きまして、議案第67号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

ただいま上程いたしました議案第66号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例と同様に育児休業法の改正が平成22年6月30日に施行されるに当たり、本市の条例についても所要の改正を行うものであります。

主な改正点でございますが、第2条で育児休業等を取得できる職員の範囲が拡大され、嘱託職員なども取得できるようになっております。また、新たに第2条の2といたしまして、再度育児休業が取得できる期間を設けました。第9条では第2条と同様に育児短時間勤務を取得できる職員の範囲が拡大され、嘱託職員等も取得できるようになっております。

さらに、第21条でも同様に部分休業ができる職員の範囲が拡大されております。

附則では、条例の施行日を育児休業法の施行日にあわせ、平成22年6月30日と定めております。

以上、簡単ではございますが議案の説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしく願いをいたします。

○議長（作元 義文君） 教育部長、大石邦一君。

○教育部長（大石 邦一君） 一括議題となりました議案のうち、議案第68号につきましては、教育委員会の所管でございますので、提案理由と内容を御説明申し上げます。

対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、第3条に第22号として、鱈浦から豊、泉、西泊から比田勝を加え、1号から21号までを順序よく並べかえようとするものでございます。また、附則で条例の施行日を公布の日からと定めようとするものでございます。

なお、参考といたしまして、一部改正条例新旧対照表の35ページに対照表を載せております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから各案に対する一括質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第66号から議案第68号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第66号から議案第68号までの3件は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これから3件について、各案ごとに討論、採決を行います。

議案第66号、対馬市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

議案第67号、対馬市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。  
議案第68号、対馬市スクールバスの運行及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第32. 議案第69号

○議長（作元 義文君） 日程第32、議案第69号、対馬市国際ターミナル条例を議題とします。  
本件について、提案理由の説明を求めます。建設部長、斉藤正敏君。

○建設部長（斉藤 正敏君） ただいま議題となりました議案第69号、対馬市国際ターミナル条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

去る3月の定例会におきまして、厳原港国際ターミナル条例制定の御承認をいただいたばかりでございますが、この条例と比田勝港国際ターミナル条例、そして現在厳原港に建設中であります、新厳原港国際ターミナル条例の制定と合わせまして、一つの条例として整備し管理運営をしようとするものであります。

従来の国際ターミナル条例との相違点は施設の維持管理にかかる経費の財源といたしまして、他県の類似施設と同様に受益者負担の原則により、施設使用料を徴収する旨を規定しているところでございます。

それでは条文の説明をさせていただきます。

第1条から第3条については税関、入管及び検疫業務の円滑な推進と地域経済の浮揚を設置目的とし、施設の良好な管理と効率的な運用をうたい、施設の名称及び位置について規定しております。第4条から第10条については、利用料を含めた利用にかかる内容を、第11条は出国のために国際ターミナルを使用する旅客から使用料を徴収する旨を、徴収区分につきましては、1、6歳以上12歳未満の者は100円、2、12歳以上の者は200円を徴収する旨を規定しております。第12条から第14条までは、指定管理者制度の導入にかかわる内容について規定しております。

なお、附則の1で、この条例の施行期日を規定し、第11条の使用料の徴収におきましては、対象者のほとんどが海外であること、特に韓国の旅行者における周知が必要となることから、平成22年10月1日から施行することとしております。

また、第7条、第13条にかかわる施設利用料につきましては、別表のとおりであります。

以上で、対馬市国際ターミナル条例の制定についての説明を終わります。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） 3月の全協のときに、福岡市のターミナルの例を紹介させていただいて、500円徴収しているということを紹介させていただいて、そのときに使用料の徴収も考えているということでした。

この第11条なんですけど、大人200円、子供100円ということでしょうか。福岡に比べてかなり安いというふうに思っています。これ13条によると、結局、指定管理者ということは多分、代理店になってくると思うんですけど、代理店に収納代行を依頼して、10%ぐらいですかね、代行手数料を払うというのは。とすると、平日は200人ぐらいしか出国してないんで、1日4,000円の代理店の収入にしかならないと思うんですよ。すると人件費も出ないんじゃないかなと思うんです。発券機を備えつけることも提案はしてたんですけど、発券機もつけないんですよ。これ、1人500円とすれば、7万人出国したとして3,500万円、10%手数料を差し上げるとしても350万円、四、五台は1年間の収入で買えると思うんですよ。その手数料を払うとすると。2年目からは、維持管理費がいるかもしれませんが手数料を払う必要はないと思うんで、この辺は、大人200円、子供100円になった経緯を教えてください。

○議長（作元 義文君） 建設部長、斉藤正敏君。

○建設部長（斉藤 正敏君） ただいまの御質問に対して回答いたします。

厳原港におきましては、従来のターミナル、そして新ターミナル、比田勝港におきましては現在のターミナル、このそれぞれの年間の維持費を計算いたしまして、そして、ある一方、21年度の観光客数を参考にしたとき、この出国使用料徴収額とほぼ同額となるようなことで検討いたしました。

2つ目といたしまして、先ほど申されました他県の類似施設の徴収額を参考にいたしました。そしてまた、この使用料の高額、高額になると観光客あたりの来客に影響するのではないかと、まあこのようなこと、そして厳原港におきましては、現在ターミナル建設中ではありますが、この財源といたしましては、補助事業、そして合併特例債等を充当して建設しておるといような関係から、収益施設は好ましくない。以上のような観点から、6歳から12歳未満は100円、そして12歳以上の者は200円というような算定をしております。

それと、発券についての御質問でありましたが、年間維持費を計算するとき、発券の約20%をその委託する業者の収益として考えております。

以上でございます。御理解をお願いしたいと思います。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） ちょっと途中、せきかなんかでよく聞こえなかったところが一つあったんですよ。補助事業とか合併特例債だからどうこうっていうところが、ちょっとよく聞こえなかったので後また教えてください。

逆に、そういう、この維持費と同じ額になればいいという感覚が、ちょっと僕には理解できませんね。年間3,500万あったら主な観光名所のトイレもみんな水洗トイレにできるぐらいの金になると思うんです。地の利を生かして、これだけたくさんお客さん来ているんですから、自主財源を確保するためにはこの200円とかじゃなくて500円取ってもおかしくないんじゃないか。ちょっと行政のど素人ですからよくわかりませんが、なぜその維持費と同じ額になるように算定したのか、維持費以上のお金を取って、それでほかの予算というかこの観光関連の事業に使うとかいうことはできないんでしょうか。（発言する者あり）お願いします。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） 私のほうから施設利用料につきまして、補足的に説明をいたします。この利用料の設定につきましては、先ほど建設部長が申し上げたとおりが根拠ですけども、まず一つには、これ約1億3,000万ぐらいの事業費がかかっております。半分が国費で半分が合併特例債を使っております。その合併特例債を充当する段階で収益を上げることはできませんよというのが県の考え方でありました。だから私どもは施設使用料を取ろうと思っております。どうかその辺の調整はできませんかという中で、維持管理経費に充当するぐらいであれば問題はなしという回答でございました。そういうことから、脇本議員がおっしゃいますように、福岡の国際ターミナルは500円と250円、下関は600円と300円です。そういうことも私どもはいろいろ調査をしてみたんですけども、そういう中で非常に資金の充当の関係でそれ以上の設定が難しかったということが一つでございます。それからもう一つこの施設使用料の考え方としましては、やはり施設の面積とか、規模だとか、あるいは便利施設の考え方があります。施設使用料ですから、当然そういった施設が満足度がある施設じゃなからにやならないということがあるとは思えないかな。いう中で、やはり福岡とか下関を見た場合、まあ立派なビル、2階あるいは3階のビルでございます。やっぱりそういった利便性あたりの考えての料金を考えなきゃならないのではないかなというふうに思いました。

それと、もう一つはやっぱり韓国の釜山港もやっぱり出国のときに3,200ウォン、240円程度徴収をしております。そういったことから、やっぱり韓国を出国される人、また対馬を出国される人、そういったバランスの問題、それで今後の利用の増嵩の問題、そういうことを考えましてこの金額を設定しておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） 1番、脇本啓喜君。

○議員（1番 脇本 啓喜君） まず、その県のほうから補助事業合併特例債を使ってるんですから収益を上げることはいけないというふうに指摘されたと、まあ、行政のには私はもうど素人ですから。合併特例債というのは結局借金なわけですから、借金を早く返すために利用料をたくさんとって返すっていうのが一般の、普通の考えだと思うんですが違うんですかね。

それと高額になれば観光客が減るというふうな指摘を建設部長のほうからありますけど、500円取ったからっていつて来なくなる人いますかね。私はその感覚もちょっとよくわかりません。ただ、はっきり言えるのは、県の考えよりもこの500円を取るというほうが一般的に考えるとおかしくない考えだと思いますが、そういうふうなことで交渉は強くやっていただいたんでしょうか。最後にそれ、聞かせください。

○議長（作元 義文君） 政策補佐官、松原敬行君。

○政策補佐官（松原 敬行君） 脇本議員がおっしゃるようなことで、私どもも強く交渉したのは事実でございます。で、この合併特例債は御承知のように借金の70%は交付税措置をされるということですから、半分は国費、そして半分の借金については70%が国費で戻ってくるという考え方の起債でございますので、そういうことからこの施設でもって収益を上げるのはおかしいという考え方でございます。

それと、韓国のほうの考え方もいろいろあると思います。ただやっぱり初めてですから、その辺の考え方で、今まで取ってないもので、ぽっと500円を一気に取るということの割高感というのは、やっぱり韓国からおいでになる方はやっぱりあるのではなかろうかなというふうに思っておりますので、施設管理の費用の増嵩とあわせながら、使用料の増額についてもやっぱり状況を見ながら考えていく問題ではなかろうかなというふうに思っております。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑はありませんか。14番、糸瀬一彦君。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） 今説明はだまって聞いておりましたけど、利用者負担の原則からして、200円と100円ということですけど、私は逆にいうならそういう考えがあるなら子供はめったと来んわけですからただでいいですよ。それより300円にしたほうがよっぽど私は合理性があると思います。300円にして、試算をして、もうける金額になるわけですか。私は電気、水道、ガス、そして掃除、いろいろ、取り扱い手数料、そういうもの自体は決して、決して高いとは思いませんけど、これは利用者負担が原則だと私は思いますよ。ちょっと試算してあるんなら、詳しく説明してください。（発言する者あり）

○議長（作元 義文君） いいですか。

○議員（14番 糸瀬 一彦君） それじゃ十分に後で。

○議長（作元 義文君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第69号は、お手元に配付しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号はお手元に配りました議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第33. 議案第70号

○議長（作元 義文君） 日程第33、議案第70号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小船越地区）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。農林水産部長、比田勝尚喜君。

○農林水産部長（比田勝尚喜君） ただいま議題となりました議案第70号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、提案理由の説明をいたします。

本議案は地方自治法第9条の5第1項の規定により、本市内にあらたに生じた土地を確認し、同法第260条第1項の規定により、字の区域を変更するものでございます。本件は、長崎県が事業主体で施工しました鴨居瀬漁港海岸保全事業に伴い、護岸敷及び海岸保全施設用地として、公有水面埋め立てを行ったもので、この土地が新たに生じた土地であることを確認するとともに、その区域を美津島町小船越字ビシャゴノ浦に編入するものでございます。土地の位置につきましては、字図、位置図を添付し、赤塗りで表示している部分でございますが、美津島町小船越字ビシャゴノ浦456の7ほか、16筆の地先で面積は2,974.31平方メートルの土地でございます。

以上、簡単ではございますけれども提案理由の説明とさせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第70号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。議案第70号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第70号、あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（小船越地区）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第34. 諮問第1号

○議長（作元 義文君） 日程第34、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。市長、財部能成君。

○市長（財部 能成君） ただいま議題となりました諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、その提案理由を御説明いたします。

現委員西村敏子氏の任期が平成22年9月30日をもって満了となりますので、同氏を適任と考え、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見を願います。

同氏は平成19年10月1日から今日まで人権擁護委員として御活躍いただいております。人格識見ともに豊富でございまして、人権擁護委員として適任と考え、推薦いたすものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（作元 義文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。本件は委員会への付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本案は西村敏子氏を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は西村敏子氏を適任とすることに決定しました。

---

### 日程第35. 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（作元 義文君） 日程第35、常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

厚生常任委員長よりお手元に配付のとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がっております。これは調査項目の追加でございます。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中の所管事務調査としたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。委員長申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定しました。

---

### 日程第36. 議員の派遣について

○議長（作元 義文君） 日程第36、議員の派遣についてを議題とします。

本件については、長崎県市議会議長会主催の議員研修会に出席するもので、会議規則第161条第2項に規定する事項は、配付しております通知のとおりであります。

お諮りします。配付の通知のとおり、議員の派遣を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（作元 義文君） 異議なしと認めます。配付の通知のとおり、議員の派遣を行うことに決定しました。

---

○議長（作元 義文君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

明日は定刻より本会議を開き、市政一般質問を行います。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午後3時42分散会

---